

環境報告書

平成29年度版

(平成28年度実績報告)



各務原市

各務原市環境報告書もくじ

各務原市の概況	1
(1) 行政機構と事務分掌	
(2) 環境水道部人員配置	
(3) 環境水道部28年度決算	
(4) 環境水道部29年度予算	
(5) 第二次新総合計画目標及び実績	
第I編 環境保全	7
第1章 環境保全施策の総合的推進	
第1節 各務原市環境基本計画の推進	
第2節 各務原市地球温暖化対策地域推進計画	
第3節 各務原市地球温暖化対策実行計画	
第4節 各務原市環境基本計画市民推進本部	
第5節 各務原市環境市民会議	
第6節 環境保全協定（公害防止協定）	
第7節 環境啓発・環境学習	
第8節 苦情・相談	
第2章 環境の現状と対策	
第1節 大気環境	
第2節 水環境	
第3節 騒音・振動	
第4節 化学物質対策	
第5節 浄化槽の整備	
第6節 環境美化	
第7節 環境衛生	
第II編 廃棄物処理	40
第1章 平成29年度一般廃棄物処理計画	
第1節 事業年度	
第2節 一般廃棄物の排出状況	
第3節 ごみ処理計画	
第2章 ごみ処理事業	
第1節 処理の現状	
第2節 ごみ処理単価	
第3節 収集処理実績	
第4節 3Rへの取組み・広報啓発活動	
第3章 し尿処理	
第1節 処理実績	
平成28年度 環境トピックス	49
全体評価(主要施策の実施状況と評価)	50

各務原市の概況

本市は、市北部に連なる丘陵地帯、南部に大河木曾川、その間を東部に大安寺川、西部に新境川が流れる楕円形の地勢で、人々が住むに最適の環境にあります。

また、濃尾平野の北部、岐阜県の南部に位置し、平成 16 年 11 月には、羽島郡川島町との合併により面積 87.81k m²、人口約 15 万人を持つ都市となりました。

隣接する関市との境に連なる各務原アルプスと呼ばれる市北部の丘陵地帯は、濃尾平野の北端に位置し、広く木曾川から伊勢湾に及ぶ雄大な眺望を誇ります。また、古来、地域に豊かな恵みをもたらす母なる川、木曾川に育まれてきた各務原台地や扇状地などでは豊かな地下水に恵まれ、人々の生活を潤すとともに多様な自然が四季折々美しく風景を彩ります。

また本市は、中部都市圏の中心の名古屋市へ 30km、岐阜市へ 8km 圏内に位置し、東海北陸自動車道・岐阜各務原インターチェンジを介して名古屋まで約 30 分、富山方面へ約 2 時間 30 分とアクセスに優れています。また、東西に JR 高山本線、名鉄各務原線、国道 21 号が走るほか、南北に主要地方道江南関線が通り基幹交通網を形成しています。



(平成 29 年 6 月 1 日現在)

- 総人口 : 148,190 人
- (男) : 73,262 人
- (女) : 74,928 人
- 世帯数 : 58,666 世帯

(1) 行政機構と事務分掌 (平成29年4月1日現在)

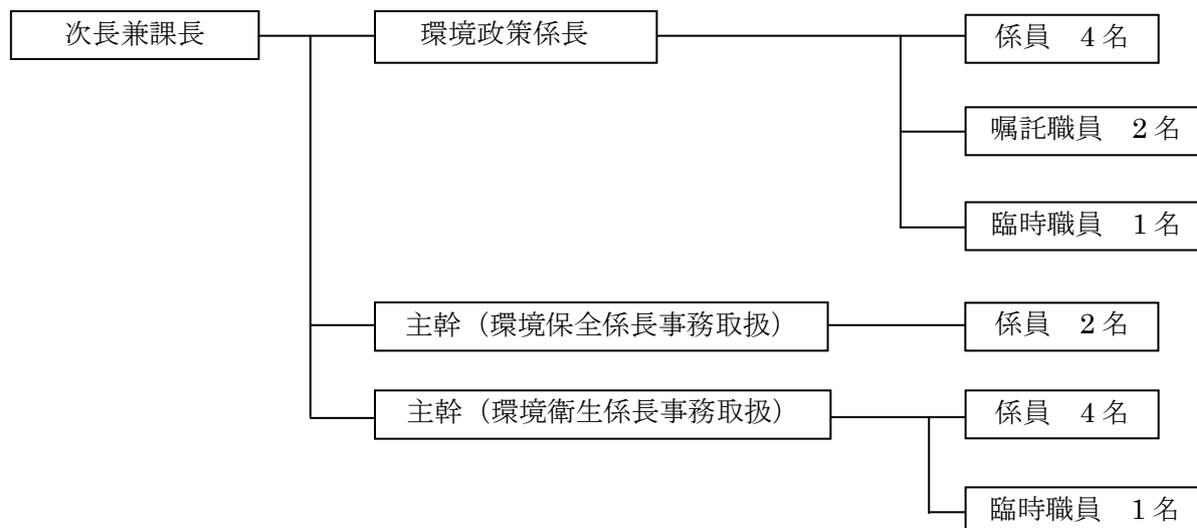
環境水道部 (公営企業除く)

環境政策課	環境政策係	環境に関する施策の総合企画及び調整に関すること	
		ごみ処理の事業計画及びその他ごみに関すること	
		ごみの減量に関すること	
		リサイクルの推進に関すること	
		廃棄物の不法投棄等の処理及び指導に関すること	
		北清掃センターとの連絡調整に関すること	
		部内及び課内の庶務及び連絡調整に関すること	
	環境衛生係	食品、麻薬等の公衆衛生思想の普及、啓発及び指導に関すること	
		そ族、昆虫等の駆除及びその指導に関すること	
		し尿処理の事業計画その他し尿等に関すること	
		浄化槽設置整備補助金に関すること	
		畜犬登録に関すること	
		火葬場の管理に関すること	
		市営墓地の使用許可及び管理並びにその他の墓地の指導に関すること	
		墓地、火葬場の経営許可に関すること	
		クリーンセンターとの連絡調整に関すること	
		動物愛護に関すること	
		環境保全係	自然の保全に関すること
	公害の苦情処理に関すること		
	公害対策の連絡調整に関すること		
	公害防止の普及に関すること		
	地球温暖化防止対策に関すること		
	悪臭、騒音及び振動の規制及び指導並びに騒音規制法 (昭和43年法律第98号) 等に基づく届出に関すること		
	自然公園法 (昭和32年法律第161号) に基づく届出に関すること		
	北清掃センター	業務係	廃棄物を適正に処理するための施設の運営及び管理に関する事務
	クリーンセンター	業務係	廃棄物を適正に処理するための施設の運営及び管理に関する事務

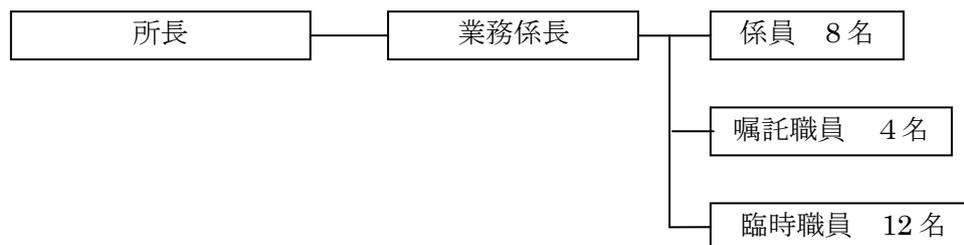
(2) 環境水道部人員配置状況 (公営企業除く) (平成 29 年 4 月 1 日現在)

環境水道部 (環境水道部長 他 53 名)

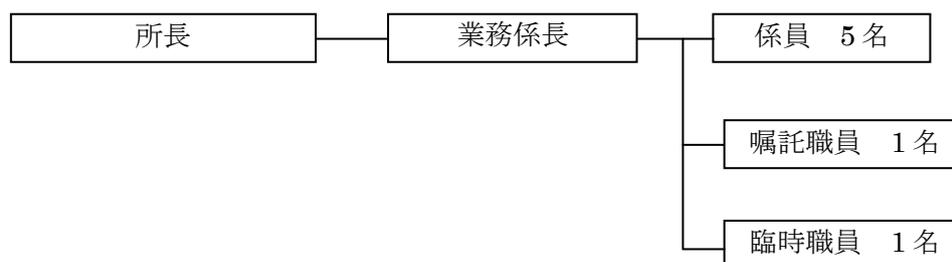
① 環境政策課 (18 名)



② 北清掃センター (26 名)



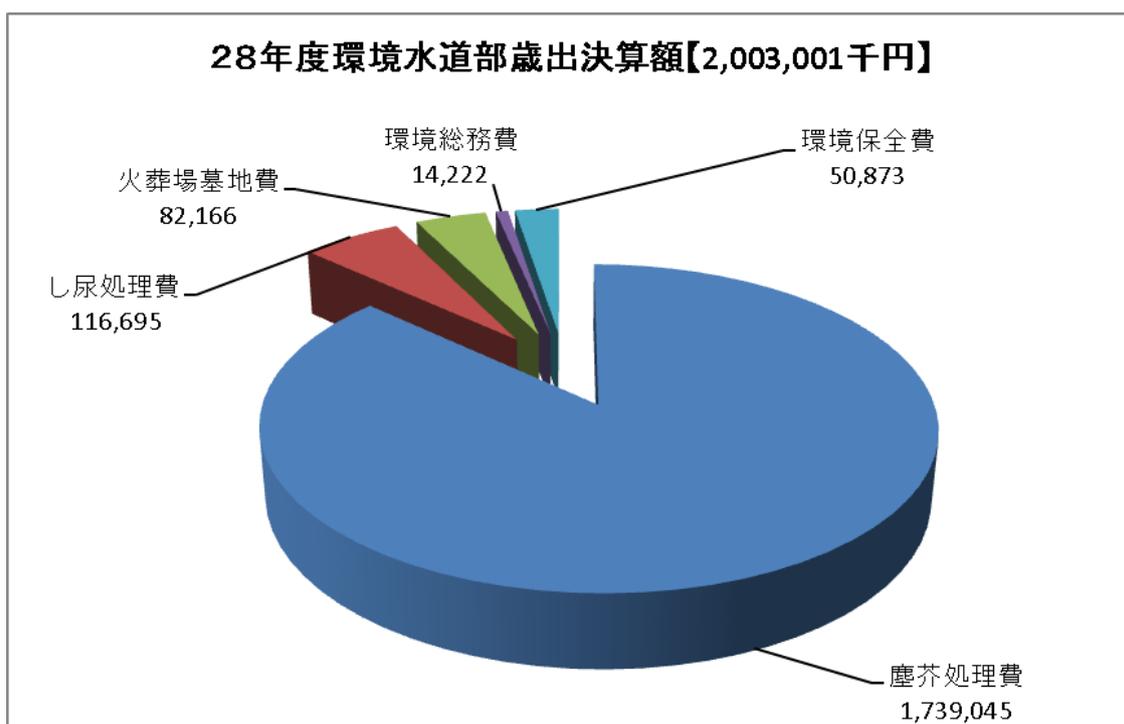
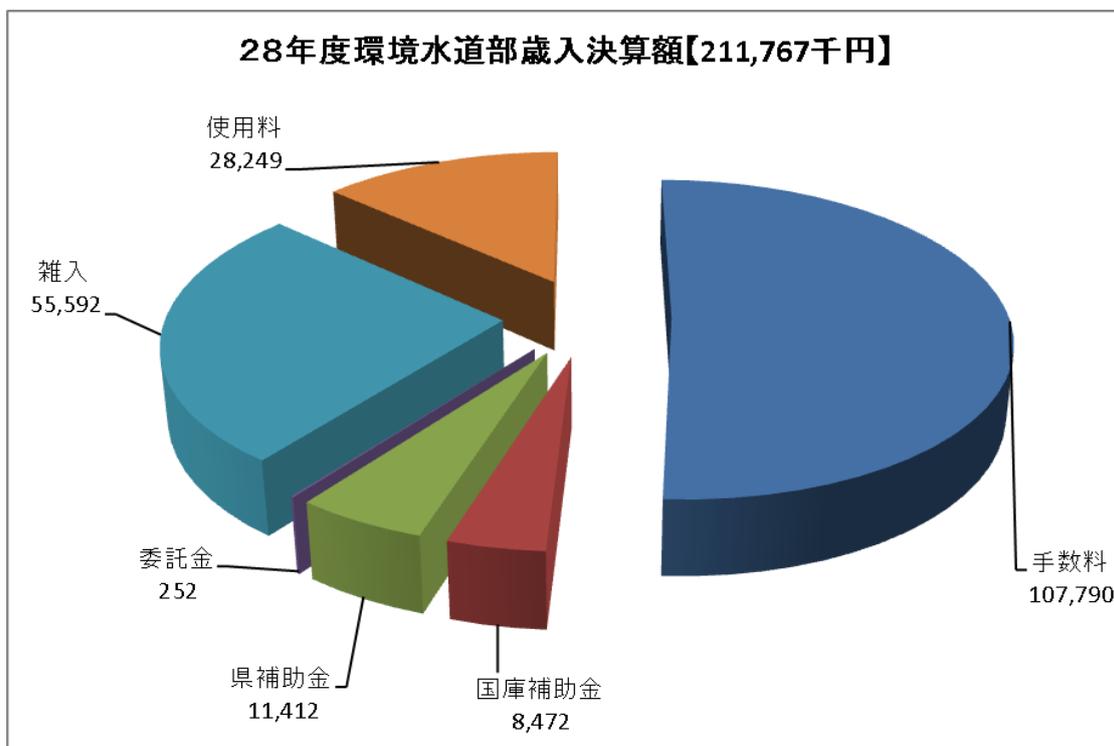
③ クリーンセンター (9 名)



(3) 環境水道部（公営企業除く）28年度決算

各務原市の平成28年度一般会計の決算額は、歳入が507億6,979万9千円、歳出が479億3,429万3千円でした。

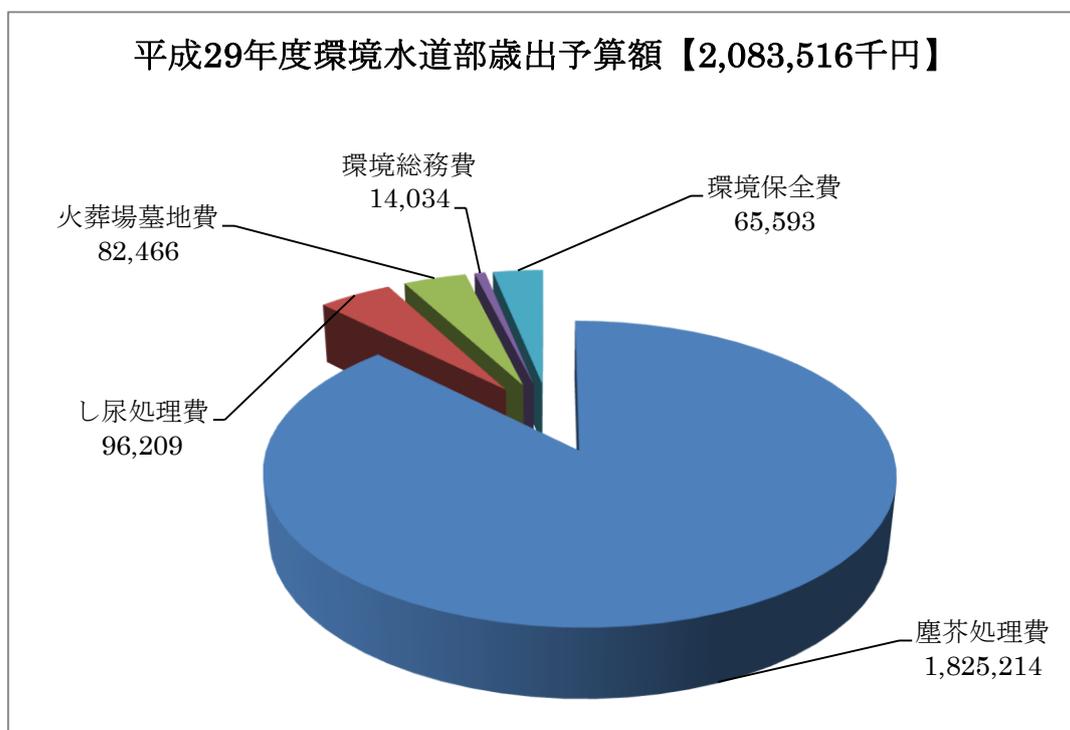
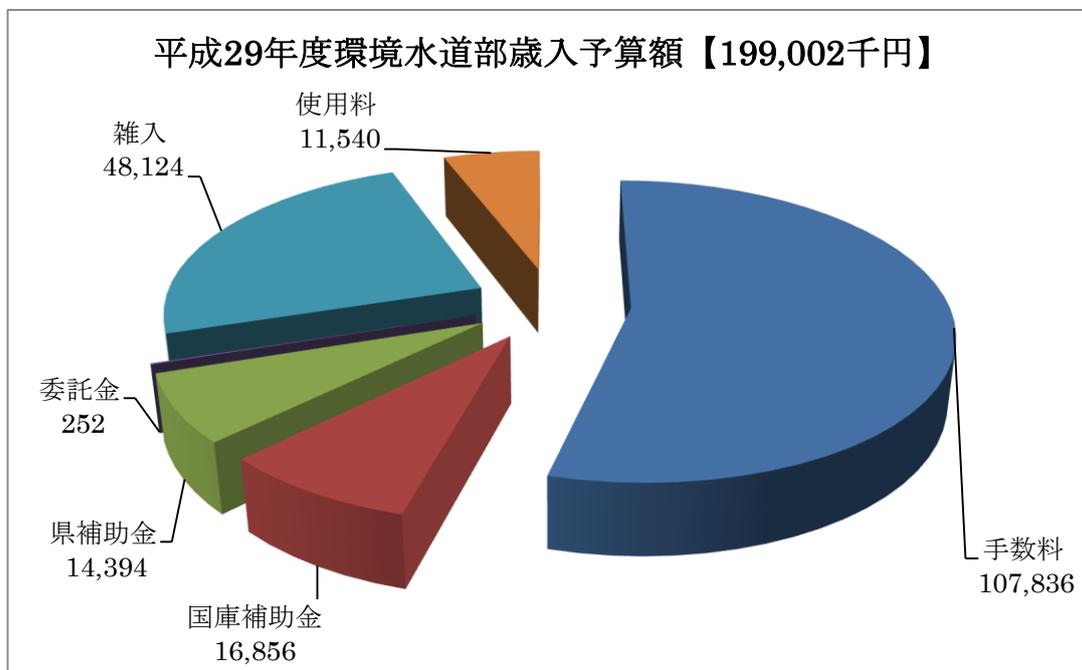
一般会計の内、環境水道部（公営企業除く）の決算額は、歳入が2億1,176万7千円、歳出が20億0,300万1千円でした。内訳は下図のとおりです。



(4) 環境水道部（公営企業除く）29年度予算

各務原市の平成29年度の一般会計予算額は、467億3,000万円です。

一般会計の内、環境水道部（公営企業除く）の予算額は、歳入1億9,900万2千円、歳出が20億8,351万6千円です。内訳は下図のとおりです。



総合計画 目標及び平成 28 年度実績

事業項目	28 年度実績	目標(31 年度末)
一人一日当たりのごみ排出量	922g	890g
リサイクル率(年間)	28.4%	30.0%

環境基本計画 目標及び平成 26～28 年度実績

事業項目	26 年度実績	27 年度実績	28 年度実績	目標(29 年度末)
温室効果ガス排出量	130.8 万 t	算出中	算出中	141.5 万 t
ごみ排出量(年間)	43,393 t	43,503 t	42,221 t	43,000t
リサイクル率	30.2%	30.2%	28.4%	35.0%

※ごみ排出量は北清掃センターで処理される一般廃棄物量

第 I 編 環境保全

第 1 章 環境保全施策の総合的推進

第 1 節 各務原市環境基本計画の推進

1. 計画の概要

(1) 計画の期間

2008（平成 20）年度～2017（平成 29）年度

(2) 基本理念

みんなで美しい各務原を未来につなげる笑顔の環境行動
キャッチコピー “エコニコ各務原”

(3) 総合的な目標

① 温室効果ガス排出量

2017（平成 29）年度までに 2.2%削減（2005（平成 17）年比）

144.7 万 t（2005（平成 17）年）→141.5 万 t（2017（平成 29）年）

<長期目標>2050（平成 62）年までに半減（2005（平成 17）年比）

144.7 万 t（2005（平成 17）年）→72.3 万 t（2050（平成 62）年）

② ごみ排出量※ごみ排出量は北清掃センターで処理される量

2017（平成 29）年度までに 20%削減（2007（平成 19）年度比）

5.4 万 t（2007（平成 19）年度）→4.3 万 t（2017（平成 29）年度）

③ リサイクル率

2017（平成 29）年度までに 35%達成（2007（平成 19）年度比 8.9 ポイント増）

26.1%（2007（平成 19）年度）→35.0%（2017（平成 29）年度）

(4) 基本方針

- A. 自然と共生するまちづくり
- B. 資源を大切に暮らすまちづくり
- C. 環境を考え行動する人づくり

(5) 環境行動計画

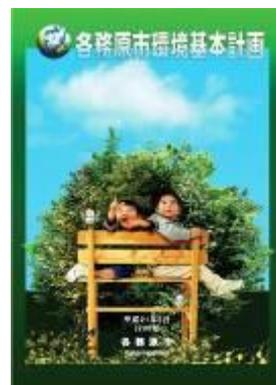
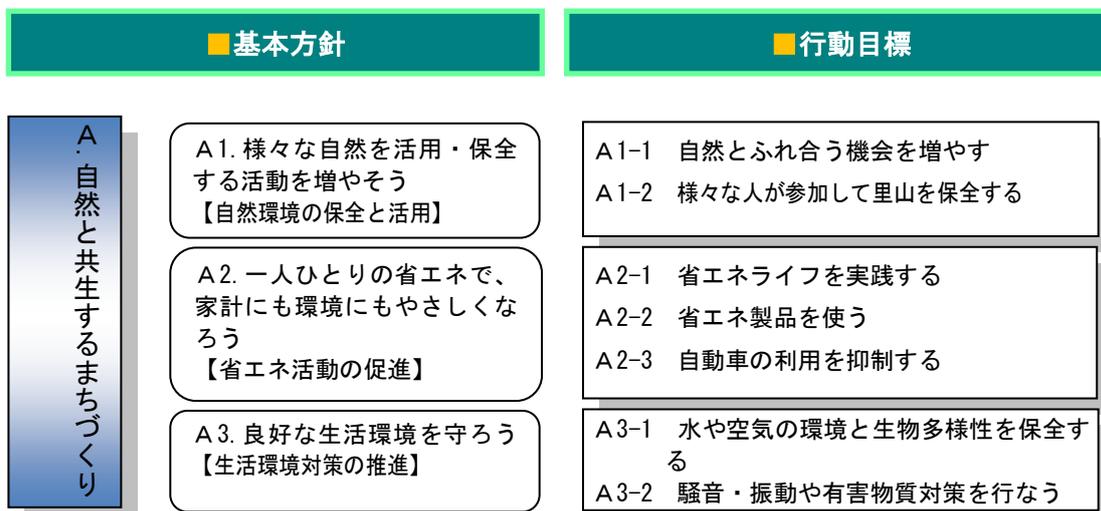
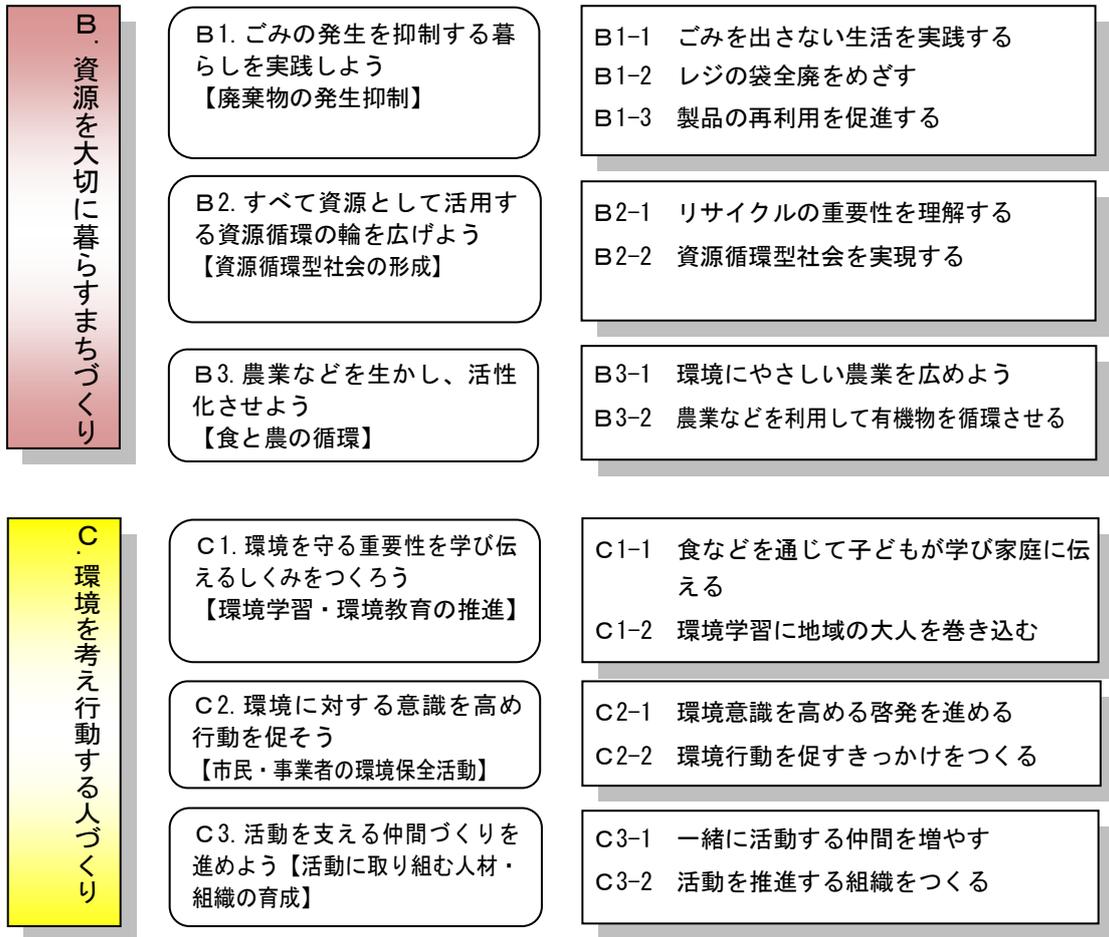


図 1-1-1 基本方針、行動目標の体系





2. 達成状況（行政の取り組み）

行政が行っていく事業・施策の進捗状況は、各担当課の評価をもとに、事務局で評価方法（表1-1-1）に基づき評価しました。

計画7年目で9割以上の事業・施策に着手し、計画通りに進んでいます。

表1-1-1 行政が行っていく事業・施策の評価方法

【評価方法】

評価	進行状況
S	完了（計画終了）
A	計画以上の事業を行っている
B	計画どおり進行している
C	計画より遅れている
D	未実施

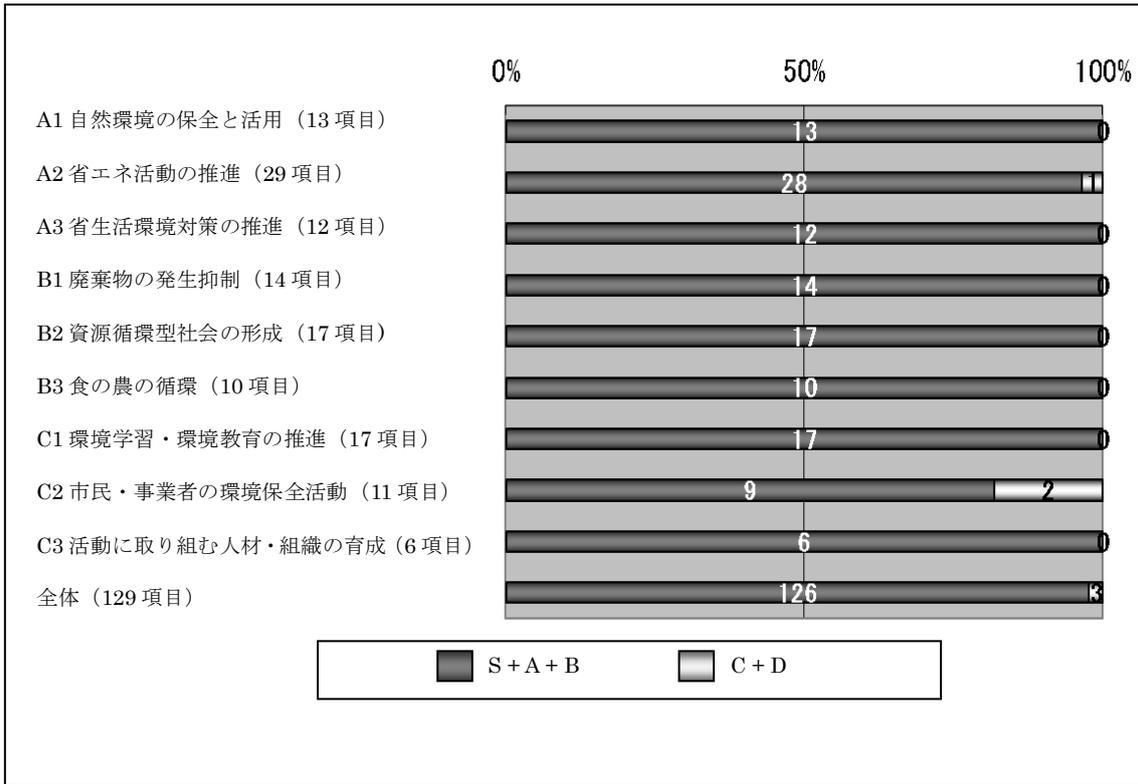


図 1-1-2 環境目標別及び全体の進捗状況

A1-1 自然とふれ合う機会を増やす

A1-1 自然とふれ合う機会を増やす

事業名	事業内容・成果(数値目標等)指標	事業執行状況	所管課	評価
水と緑の回廊の基盤整備	朝日いこいの広場植栽事業・坂祝バイパスサクラ補植事業 公園・緑地などの中高木植栽本数 40本	つつじが丘公園モミジほか 2本 生命の森アカガシほか 4本 各務野自然遺産の森サクラ 6本 坂祝バイパスサクラ 10本 新鵜沼公園外・モミジほか 6本 合計 28本	河川公園課	B
	「緑の基本計画」などにもとづく桜回廊事業や、羽島用水遊歩道事業、河跡湖公園整備事業などを推進し、道路の街路樹や公園・緑地などの高木植栽を市民・事業者と協力しながら進める。 街路樹の植栽本数 8本	那837号線 カツラ 9本 合計 9本	道路課	B
	「水と緑の回廊計画」などにもとづく桜回廊事業や、羽島用水遊歩道事業、河跡湖公園整備事業などを推進し、道路の街路樹や公園・緑地などの高木植栽を市民・事業者と協力しながら進める。	事業完了。	農政課	S
発掘資源の活用・整備	「各務原市 五千年の里発掘事業」(実施主管:埋蔵文化財調査センター)において炉畑遺跡の発掘調査の計画がある。	各務原「縄文五千年の里」事業完了に付き、事業完了。	文化財課	S
活動団体・グループの設立や活動に対する支援	市民や事業者にまちピカ応援隊として、公共空間の美化ボランティア活動への参加を呼びかけるとともに、活動の支援充実などを図ります。 9団体194人	計画とおり実施した。 8団体156人 1団体は活動休止中。	環境政策課	B

事業名	事業内容・成果(数値目標等)指標	事業執行状況	所管課	評価
落ち葉や剪定枝を緑ごみとして有効活用	家庭などから排出される緑ごみについて、再資源化施設へ搬入した後、バイオマス燃料として再資源化する。市民清掃にて排出される緑ごみについて、再資源化施設に搬入し、バイオマス燃料として再資源化する。再資源化量 3,440t	当初の計画どおり回収拠点を開設し、緑ごみを再資源化施設へ搬入し、再資源化を行った。再資源化量 3,453t	環境政策課	A
	公共施設から発生する堆肥化可能な緑ごみ(剪定枝・落葉)を堆肥化する。堆肥化出来高 190t	堆肥化出来高 203t	河川公園課	B
まちピカ応援隊による“まちの顔”の管理	地域、職域でまちピカ応援隊を組織して、まちの顔である公共施設(市街地、駅前広場など公共の場所及び施設)においてボランティアで美化清掃活動を実施する。9団体、かつ194人	8団体156人。 既存団体の活動に対する支援を実施した。 1団体は活動休止中。	環境政策課	B
緑化率の向上	緑化率の向上を図るだけでなく、中・高木の植栽を積極的に推進する。	許可実績 16件	建築指導課	A
道路、河川の一斉清掃	道路一斉清掃は8月10日(水)午前7時30分から、市内主要道路で実施する。 河川一斉清掃は10月22日(土)午前8時から、木曾川河川敷で実施する。 ・道路一斉清掃--道路関係各種団体ボランティア182人参加 ・河川一斉清掃--市民ボランティア270人参加	道路一斉清掃8月10日(水)実施 参加者191人 河川一斉清掃10月22日(土)実施 参加者281人	管理課	A

A1-2 様々な人が参加して里山を保全する

A1-2 様々な人が参加して里山を保全する

事業名	事業内容・成果(数値目標等)指標	事業執行状況	所管課	評価
メディアなどを活用した呼びかけ	動物愛護週間(9月20日~26日)の行事として開催される『動物愛護フェスティバル』について、子どもたちに、動物との触れ合いを通じ生命の大切さ、ぬくもり、尊さを実感してもらおうとともに、社会の中で役立つ動物たちの活動を学ぶことで、お互いにささえ合っていることを実感してもらい、動物愛護の精神と自然保護の大切さを知ってもらう。 PR回数 2回以上	事業完了。	農政課	S
活動材料の提供や人材育成支援	市内の各種団体に緑化推進委員会等の補助を利用した必要な資材等の提供や、情報提供をする。 資材等の提供団体数 3団体	各種団体に必要な資材の提供や情報発信をすることができた。 資材等の提供団体数 2団体	農政課	B
森林整備	育成天然林整備を地元自治会等の協力を得て実施する。 実施面積 5ha	育成天然林整備を実施した。 実施面積 5.02ha	農政課	B

A2-1 省エネライフを実践する

事業名	事業内容・成果(数値目標等)指標	事業執行状況	所管課	評価
がんばっている個人・団体などへの表彰制度	こども環境チャレンジ宣言を募集。優秀な作品は表彰する。 優秀賞3作品。	目標どおり優秀賞3作品を表彰した。	環境政策課	B
	環境に配慮した建築物、環境美化、まちづくり活動に対して表彰する。 概ね隔年で景観に関する取り組み事例等を発表する。	平成28年度の表彰はなし、平成29年度で予定。	都市計画課	D
優良事業所認定、優良事業所の紹介	市内の事業所から排出される一般廃棄物の資源化、減量化及び環境配慮に積極的に取り組んでいる事業所を認定し、取り組み内容を広く周知し、支援を行う。	市のホームページで紹介をした。	環境政策課	B
企業の省エネ診断の実施	省エネルギーセンターの省エネ診断の受診を促進するとともに、省エネ設備導入に関する国等補助金の情報提供に努める。 (1回実施)	個別に企業への情報提供を行った。(5回実施)	産業政策室	B
分かりやすい情報提供	エコライフの取り組みにはどのようなものがあり、どのような効果があるのかなど、市民や事業所に分かりやすくエコライフに関する情報を伝える。また、親子環境教室などで啓発活動を行う。 啓発活動回数 8回/年	親子環境教室(6月25日)、夏のこども環境教室(7月18日、7月28日)、産業・農業祭(11月13日)などで啓発活動を実施した。また、広報紙7月1日号、12月1日号に啓発記事を掲載した。 啓発活動回数 8回/年。	環境政策課	A
エコドライブの推進	県と協働で、エコドライブの推進を図る。 こども環境教室(地球温暖化講座)の機会を活用してこどもの保護者らにエコドライブを呼びかける。 エコドライブ教室を実施する。	7月18日、7月28日に地球温暖化防止をテーマにこども環境教室を開催し参加児童と保護者にエコドライブを呼びかけた。 12月広報紙でエコドライブの啓発を行った。 1月にエコドライブ教室を実施した。	環境政策課	B
	掲示板による職員への周知(年4回) 「公用車運転に関するエコドライブを心がけるように」 公用車使用燃料削減量 H18実績の約15%分	掲示板による職員への周知(年4回) H18実績の約26.0%を削減。	管財課	A
節水の普及促進	インターネット・ホームページに漏水チェック方法を掲載。 水道週間(6月1日～7日)中に、φ13mm水道パッキンを無料で配布し無駄な使用を少なくするよう宣伝する。 検針時に、宅内漏水の疑いがある家庭にはその旨検針票でお知らせする。	インターネット・ホームページに「漏水チェック方法」を掲載した。(4月1日から3月31日掲載) 検針時「漏水」のお知らせをおこなった。(4月1日から3月31日まで) 水道週間パッキンを無料配布した。(6月1日から7日 178セット配布)	水道総務課	B
庁舎内電力消費量5%削減	冷温水発生機伝熱管取替工事(産業文化センター)や冷温水発生機運転盤取替工事(産業文化センター)など設備改修をすることで電力消費量の削減に努める。 本庁舎年間電気使用総量1,200千KWH(H17実績の約5%減)	非常灯改修工事完了。(本庁) 1階廊下照明器具更新工事完了。(産文) 本庁舎年間電気使用総量1,009千KWH	管財課	A
クールビズ、ウォームビズの推進	IPK庁内掲示板を通じて職員へ周知(年2回) 「クールビズ」「ウォームビズ」への取り組みを実施していることを庁内に掲示し、来庁者にも理解を求める。	年3回庁内呼びかけを実施することで、職員の実施への協力を得ることができた。	人事課	B
	空調温度の適正化 本庁舎年間電気使用総量 1,200千KWH(H17実績の約5%減)	クールビズ実施期間延長。来庁者へは、前年度に引き続き節電ポスターの掲示等により節電への取り組みについての理解を求めた。 本庁舎年間電気使用総量 1,009千KWH	管財課	B

事業名	事業内容・成果(数値目標等)指標	事業執行状況	所管課	評価
保育所・子ども館での全室網戸導入	網戸を活用し自然の風を取り込むことにより、室内の衛生環境を保つとともに、つた系植物などで直射日光を防ぎ、室内温度の上昇を抑制する。	網戸を設置できている施設については、活用することで室内の衛生環境を保つことができた。また、現在ある植物の維持を図ることで、室内の温度上昇を抑制することができた。	子育て支援課	S
小中学校での雨水貯蔵タンクの設置	溜めた雨水を花壇の花や植栽樹木への散水に活用することで、節水に努める。	設置当初は、雨水貯蔵タンクを活用していたが、デング熱等の伝染病を引き起こす恐れのある蚊の繁殖が懸念されたため、平成26年度頃より使用を中止。	教育委員会総務課	S

A2-2 省エネ製品を使う

事業名	事業内容・成果(数値目標等)指標	事業執行状況	所管課	評価
エコカー購入の啓発	県と協働で、エコドライブ教室を開催し、エコカーについても啓発を行う。	エコドライブ教室(1月25日)で、エコカーの啓発を行った。	環境政策課	B
公用車・ふれあいバスへのエコカー導入	公用車などの更新時に、「燃費目標基準」「低排出ガス基準」及び「グリーン購入法で定める基準」に適合した車両に更新する。	事業完了。	商工振興課	S
	公用車の更新時には、低燃費かつ低排出ガス車両を購入していく。 エコカーの購入割合 100%	1台更新 小型貨物車を軽自動車とした。100%	管財課	B
充電式電池の活用	各課署所の事務所内の照明を通常の蛍光灯からLEDのものに換え、電気使用料の削減に努める。	1署の事務所内照明をLEDのものに交換できた。	消防本部総務課	B
体育施設夜間照明タイマー設置	市内の小中学校などの体育施設の夜間照明灯などをタイマー管理し、不用時の省エネ化を図るため、タイマーを設置します。	事業完了。	スポーツ課	S
クリーンエネルギーの導入促進	環境負荷の軽減及びランニングコストの削減を図るため、今後新たに建設する施設や大規模な改修を行う施設に、太陽光発電やLEDなどクリーンエネルギーの活用を検討する。	省エネ・再生可能エネルギー事業を推進した。引き続き、省エネ・再生可能エネルギー事業を推進する。	企画政策課	B
	公共施設に太陽光発電を導入することなどクリーンエネルギーを積極的に活用するとともに、住宅や事業所へ普及啓発を図ります。	事業完了。	環境政策課	S
	学校施設に太陽光発電を設置 太陽光発電設置校数(那加一小、那加二小、稲東小、稲西小、蘇一小、鶴三小、川島小、八木山小、中央中、蘇原中、那加中、稲羽中)	設置できていない小中学校については、耐震問題の関係で、設置ができない。そのために、事業としては完了。	教育委員会総務課	S
取水ポンプのインバータ化	既設の取水ポンプ盤の更新時期に合わせて、新規ポンプ盤にインバータを設置し、インバータによる回転制御方式で、流量調整を行う。	事業完了。	水道施設課	S
公共工事での省エネ材料の活用	「各務原市における環境に配慮した建設工事の推進に関する要綱(平成20年4月1日施行)」に基づき、グリーン購入対象の建設資材や再生資材など省エネタイプ製品の積極的な活用を促進することにより、公共工事における環境負荷の低減を図る。	公共工事を所管する担当課において、要綱を踏まえた特記仕様書の作成など請負業者に対し環境を低減するための省エネタイプの製品の使用を促進した。	企画政策課	B

A 2 - 3 自動車の利用を抑制する

事業名	事業内容・成果(数値目標等)指標	事業執行状況	所管課	評価
徒歩・自転車通勤の奨励およびノーカーデーの実施	ノーカーデー前日(前日が休日の場合はその前日)にIPK庁内掲示板にて職員へ周知する。 実施結果は所属長を通じて報告を求める。	月1回第4金曜日に庁内呼びかけを実施することにより、職員の実施への協力を得ることができた。	人事課	A
歩道の整備	「安心して歩くことができる」「楽しく歩くことができる」という まちなみづくり のため歩道の整備を進める。 施工延長 891m	歩道の整備を行った。 施工延長 754m	道路課	B
バリアフリー化の促進	平成14年8月 新鵜沼駅周辺地区交通バリアフリー基本構想に基づき、整備済みとなったため、新たに新那加駅周辺のバリアフリー化を検討する。新那加駅周辺のバリアフリー化を推進する。	新鵜沼駅周辺地区については、整備済み。 新たに新那加駅周辺の基本計画を策定中。 地下連絡通路昇降施設詳細設計を行った。	都市計画課	A
	人にやさしい道づくりのため段差の解消を図るなどバリアフリー化を進める。 施工延長 891m	車両・歩行者の安全に配慮し、整備を行った。 施工延長 754m(各443号線:314m、那837号線:220m×2(片側新設・片側改修))	道路課	B
サイクリングロードの整備	H26年度作成した基本計画に基づき、国の補助事業に向けて関係機関と調整する。	かさだ広場-各務原大橋の区間は整備済み。新たなエリアでの整備事業として、基本計画の策定が終了し、関係機関と調整中。	都市計画課	S
公共交通の利用促進	各務原市地域公共交通網形成計画を策定し、鉄道、路線バス、ふれあいバス等、本市に係る全ての公共交通が一体となって機能する公共交通ネットワークを構築する。 その中で、ふれあいバスについては、平成27年10月に路線を再編、リニューアル運行を開始する。 ふれあいバス、ふれあいタクシー年間利用者人数 180,000人	・平成27年10月の再編後初となる乗降調査の実施やふれあいバス等懇談会を実施し、来年度に向けた路線の一部改正等に取り組んだ。 ・再編から1年間(H27.10~H28.9)でふれあいバス利用者数は、185,000人を超えており今後も利用促進等を続け、公共交通の利用に寄与していく。 ふれあいバス、ふれあいタクシー年間利用者人数 199,259人。	商工振興課	A

A 3 - 1 水や大気環境と生物多様性を保全する

事業名	事業内容・成果(数値目標等)指標	事業執行状況	所管課	評価
大気環境の保全	岐阜県が市内に設置している大気汚染測定局により大気汚染の状況を常時把握する。光化学スモッグやPM2.5による健康被害などの生じるおそれがあるときは速やかに予防措置を講ずる。	大気汚染測定局による常時監視の実施(光化学スモッグ予報の広報等を含む) 広報紙9月15日号の「各務原市の環境状況」で大気汚染測定局(中央町)における測定結果を掲載。 注意報・警報なし	環境政策課	B
交通渋滞緩和のための道路整備	道路の交差点部における右折車線の設置及び幅員の狭隘部を拡幅することにより、交通渋滞の緩和に努める。 改良箇所数 1箇所	那141号線について交差点を改良した。今後も、事業を継続する。 改良箇所数 1箇所	道路課	B
水環境の保全	下水道法第4条第1項の規定による認可を受けた事業計画に定められた予定処理区域以外の地域又は下水道の整備が原則として7年以上見込まれない下水道事業認可区域内の地域で、かつ水質汚濁防止法第14条の7第1項に規定する生活排水対策重点地域に該当する地域において、設置後の維持管理の責任が明らかな居住の用に供する建物に処理対象人員50人以下の浄化槽を設置する者に対して、補助金を交付する。 浄化槽補助基数 139基	対象となる地域において、予定とおり事業を実施した。 下水道の整備に伴い、補助件数は減少傾向となっている。 浄化槽補助基数 74基	環境政策課	B
	市内13河川(5河川は隔月)にて毎月水質を測定し水質の把握に努める。ゴルフ場周辺池3ヶ所において農業汚染の有無を監視する。水質(地下水含む)の測定結果の概要は広報紙(9月1日号)に掲載し市民に広報する。 市環境基準観測地点5ヶ所全てでの環境基準(BOD・SS)の達成。	広報紙9月15日号の「各務原市の環境状況」で水質(地下水含む)の測定結果の概要を掲載。 市環境基準観測地点5ヶ所全てでの環境基準(BOD・SS)を達成した。	環境政策課	B
	市民の理解を得ながら、効率的かつ計画的に下水道整備を積極的に進めていく。 また、面整備施工の当該年度での説明会に加え、概ね整備着手の2年前に事業概要説明会を開催するなど、普及活動を行い、早期接続していただけるよう努めていく。 下水道普及率(行政区域人口に対する供用人口)の向上 80.1%	年間を通じて、未接続者に対し戸別訪問を行い下水道への早期接続をお願いしている。(28年度実績:685件訪問) 下水道整備を予定している区域の住民を対象に下水道事業概要説明会を開催し、下水道に対する理解を深めてもらうことに努めた。 (7回開催 参加者232人)	下水道課	B

事業名	事業内容・成果(数値目標等)指標	事業執行状況	所管課	評価
地下水の保全	地下水位を年2回地下水懇談会会員の協力を得て測定し地下水位増減を示す水文調査に活かす。 地下水質を年2回測定し硝酸性窒素汚染区域の把握に努めるとともに地下水質の保全に努める。 引き続き「砂利採取事業等指導要綱」にもとづき砂利採取事業の規制区域を設け地下水の涵養源対策を講じる。	水位観測地点による地下水位は維持している。 適正な監視を行った。	環境政策課	B
適切なし尿処理	計画的な取替・修繕工事及び円滑な緊急工事の実施。 部品・材料を調達して、職員による迅速な修繕。	前処理設備修繕・汚泥乾燥焼却設備整備・コンベア修繕工事完了。 脱臭設備臭気ファン修繕工事完了。	クリーンセンター	B
農薬使用の抑制	市広報紙HP等を利用し啓発記事を掲載し、低農薬農業の普及・促進を図る。 啓発回数 1回以上	計画通り広報紙、ウェブサイトにて啓発を行い、低農薬農業の普及および促進を図った。 啓発回数 2回	農政課	A
外来生物の防除	協議会は環境省が策定した「アルゼンチンアリー斉防除マニュアル」に沿って防除事業に取り組む。 ・一斉防除 ①侵入範囲調査(4月、10月)2回実施 ②防除範囲の設定(5月) ③一斉防除(6月、9月) ・モニタリング調査(一斉防除の前後と10月)5回実施。 ・冬季防除(1月)	計画どおり実施した。 平成24年春の一斉防除前のアリの個体数を100%とした場合、平成28年秋の一斉防除後は42.7%まで減少した。また生息域の広がりを食い止めることができた。	環境政策課	B
	檻の貸し出しや業者に業務委託して、特定外来生物(アライグマ・ヌートリア)の駆除を実施する。 アライグマの捕獲数65頭 ニュートリアの捕獲数10頭	通年にわたって、檻の貸し出しを実施した。 捕獲数 アライグマ43頭、ヌートリア2頭。	農政課	B

A3-2 騒音・振動や有害物質対策を行う

事業名	事業内容・成果(数値目標等)指標	事業執行状況	所管課	評価
振動・騒音・悪臭対策の推進	市民からの申し立てに基づき、騒音、振動、悪臭の測定を行う。測定結果に基づき事業者、道路管理者などに指導・要請する。 規制基準超過苦情継続事業所の解消。	市民からの要請を受けて騒音、振動、悪臭等の測定を行なった。測定結果に基づき事業者を指導。また、規制基準超過苦情継続事業所の解消ができた。	環境政策課	B
有害化学物質の監視と汚染の防止	市内のゴルフ場周辺池(4箇所)で農薬測定を実施するとともに、公共施設2箇所で大気中のダイオキシン濃度を測定する。 全測定地点における有害物質、ダイオキシン類等の環境基準超過なし。	全測定地点における有害物質、ダイオキシン類等の環境基準超過なし。	環境政策課	B

B 1 - 1 ごみを出さない生活を実践する

事業名	事業内容・成果(数値目標等)指標	事業執行状況	所管課	評価
ごみの発生抑制の仕組みづくり	出前講座などを通じて市民や事業者へごみの発生抑制や減量についての情報を発信する。 啓発回数 3回	出前講座の開催はなかったが、親子環境教室や産業農業祭などでごみの発生抑制を呼びかけた。 啓発回数 13回。	環境政策課	A
使い捨て物品の利用制限	IPK庁内掲示板へを通じて職員へ周知する。 講習会等を実施する。	月1回第4金曜日に、ノーカーデーの庁内呼びかけと共に呼び掛けることにより、職員の実施への協力を得ることができた。	人事課	B
	会計窓口において、市民の理解を得られるよう声掛けをしながら窓口封筒の配布を控える。 窓口封筒の配布削減枚数 寄附された枚数の10%	希望者多数のため、目標を達成できなかった。 削減率9.0%。	市民課	B
印刷・コピー部数の削減	コピー使用枚数について、課ごとに目標値を設定し、使用枚数の削減を図る。また、両面コピー、ツアアップの活用などコピー方法の工夫による使用枚数の削減を推進する。 コピー使用枚数 2,432,540枚	H28の実績 2,243,221枚 ファイリング年度切替説明会にてコピー枚数の削減依頼 IPK掲示板にて実績を各課に通知し、削減依頼	総務課	B

B 1 - 2 レジ袋の全廃をめざす

事業名	事業内容・成果(数値目標等)指標	事業執行状況	所管課	評価
実施店舗の情報提供	市ウェブサイトにより、レジ袋有料化実施店舗を公表する。	市ウェブサイトにて、レジ袋有料化実施店舗を公表した。	環境政策課	B
目標値の設定と達成状況を公表	定期的にレジ袋有料化実施店舗の辞退率を調査し、まとめたものを環境報告書で市民に公表する。	市が協定を結んでいた店舗に対し、定期的に辞退率の調査を行った。調査結果は、レジ袋辞退率 87.8%(環境報告書にも結果を掲載)	環境政策課	B
全市民マイバッグ運動の啓発	レジ袋辞退率の公表。 レジ袋売上金に対する寄附金の対応。 レジ袋辞退率 88%	市が協定を結んでいた店舗に対し、定期的に辞退率の調査を行った。調査結果は、レジ袋辞退率 87.8%(環境報告書にも結果を掲載)	環境政策課	B

B 1 - 3 製品の再利用を促進する

事業名	事業内容・成果(数値目標等)指標	事業執行状況	所管課	評価
不用品交換銀行	家庭において不用となった家庭用品のうち、まだ使用できる物品について、情報収集及び登録を行い、当該物品を必要とする市民に情報を提供する。 交換が成立した件数 60件	広報紙や市ウェブサイトを通じて登録情報を広く周知した。 交換が成立した件数 68件。	環境政策課	A
不用品リユースマーケットの開催・情報の提供	北清掃センターに搬入された家具類のうち、程度の良いものをシルバー人材センターにて修理し、展示販売する。 販売件数 97件	予定通り実施した。 販売件数 89件	環境政策課	B
撤去看板の再利用	撤去した違反簡易屋外広告物を処分しないで、再利用する。 (10%)	撤去した違反簡易屋外広告物を、各種イベントで再利用した。再利用するには、広告主の名称が分からないようにする必要があり、その種のものが増えてきている現状がある。(10%)	建築指導課	B
建設発生土の抑制	建設工事の掘削土砂の削減と現場内利用を図る。 他の公共事業間で相互利用を図る。 発生した土砂の利用 (1,800m ³)	木曾川～夢と浪漫～まちづくり事業で利用した。 現場内の発生土を使用。(1,141m ³)	都市計画課	B
	発注工事における建設発生土の削減・再利用に努める。 JACICが管理する「建設発生土情報交換システム」により情報を把握する。	発注工事全てにおいて、JACICが管理する「建設発生土情報交換システム」により情報を把握し、建設発生土の削減・再利用に努めた。	道路課	B
植栽の支柱の再利用	公園整備などで植栽した樹木のうち、十分に活着して倒木のおそれなくなったものについて、不要となった支柱を都市公園管理人の冬期作業の一環で撤去回収し、桜植樹などでリサイクル使用する。 支柱本数 50本	桜がまだ生長しきっていないことにより、添え木が必要なため、計画に対して下回っている。 鶯沼台南第2公園ほかで再利用 支柱本数 35本	河川公園課	B
水道仮設配管材料の再使用回数の増加	約19,000m/年施工の仮設配管材料の再使用回数を3回から4回にアップし、廃棄材料を削減します。	仮設配管材料の再使用回数を4回として発注し、全て4回の再使用で施工した。	水道施設課	B

B 2 - 1 リサイクルの重要性を理解する

事業名	事業内容・成果(数値目標等)指標	事業執行状況	所管課	評価
リサイクル工場見学の支援	「動く市民教室」などを通して市民にリサイクル施設のPRをする。 施設見学者数 1,200人	計画通り実施した。見学者数 1,077人	北清掃センター	B
リサイクル説明書の作成	排出されたごみが、リサイクルされるまでを解説した市民向け説明書を作成する。	事業完了。	環境政策課	S
事業系ごみの適正処理	事業活動に伴って排出されるごみ(一般廃棄物・産業廃棄物)の処理について、不適正な処理を行っている事業者に対して、適正に処理をするよう指導する。 目標15件以下。	不適正な処理を行っている事業者に対して、ごみ出しの指導を行った。 13件となり、目標達成。	環境政策課	A
	市内各企業訪問の際、事業系ごみの適正処理の啓発を行う。	企業訪問の際に、企業の課題等についてヒアリングを実施し、ごみの適正処理についても話をした。	産業政策室	B
家庭系ごみの適正排出	家庭から排出されるごみ(可燃・不燃)について、分別ルールを守らない市民に対して、適正に処理するよう指導する。 目標50件以下。	不適正な処理を行っている市民に対して、ごみ出しの指導を行った。48件。	環境政策課	B
不法投棄防止	不法投棄防止の啓発看板等配布、不法投棄監視カメラの利用により、不法投棄の防止に努める。 各務原警察署との連携によるパトロールおよび不法投棄者の摘発。 不法投棄ごみ回収件数目標 250件以下。	市内の不法投棄頻発地域を各務原警察署生活安全課と合同パトロールを実施した。 ごみ回収 195件。	環境政策課	A

B 2 - 2 資源循環型社会を実現する

事業名	事業内容・成果(数値目標等)指標	事業執行状況	所管課	評価
古紙回収拠点の拡大と実施日時の情報提供	大型店舗や資源集団回収団体などによる恒常的な回収拠点の設置を図る。 資源回収登録団体が実施している回収方式を中学校区単位で可燃ごみステーションを活用した新たな方式にカイゼンするよう働きかけ、市民が定期的に古紙を出すことが出来る環境を整備する。	古紙回収拠点の設置は完了。古紙回収ステーション一覧表を配布して回収場所等の情報提供を行った。	環境政策課	S
学校を中心とした牛乳パックのリサイクル	児童生徒が給食後、牛乳パックを開き、洗浄、乾燥後、まとめて、回収業者に定期的に出す。	計画通り実施した。今後も活動を継続する。	教育委員会総務課	B
公文書を100%リサイクル	一斉廃棄で廃棄される全ての公文書(平成19年度まで一斉廃棄で北清掃センターで焼却していた公文書)から、事前に再利用できるバインダー、クリップ、ファイリングボックスなどを抜出し、残りの紙類は全ての溶解処理する。(カーボンや写真の分別不要) 古紙類回収量(溶解処理量) 30t	6/1 文書一斉廃棄 26.3t 12/8 文書一斉廃棄 8.37t 3/16 ファイリング年度切替説明会にて説明、報告、協力依頼 古紙類回収量(溶解処理量) 34.67t	総務課	B
家庭緑ごみ・生ごみの自家処理機購入補助	家庭緑ごみ・生ごみの自家処理機の普及を図るために、購入費用の補助制度を市民へPRします。	H26年度をもって事業完了。	環境政策課	S
堆肥の利用先の確保	公園や道路などの公共施設から発生する緑ごみ(落ち葉や剪定枝)を堆肥化し、イベント時や、一般配布日に市民に還元する。それらの配布の前に、広報紙などで周知をする。 堆肥配布の回数 4回	予定通り実施した。 堆肥配布の回数 4回	河川公園課	B
学校給食ごみ(食用油)のリサイクル	学校給食センター及び学校給食単独校で使用した食用油を、定期的(10回程度/年)に、リサイクル専門業者に回収を委託する。 リサイクル率100%	計画通り実施した。実績100%。 今後も活動を継続する。	教育委員会総務課	B
学校給食生ごみのリサイクル	給食単独調理校に設置した生ゴミ処理機を利用して生ゴミの減量及び堆肥化を行う。	生ごみ処理機は使い方によっては悪臭を発生させ、それが教室にまで達し、児童生徒の学習環境に悪影響を与えていること、また、機械の故障等による維持経費も相当程度必要となること等から、処理機の使用中止および事業中止。中学校を26年度、小学校は27年度から中止。	教育委員会総務課	B
資源集団回収の奨励	資源集団回収団体に対して回収量に応じた奨励金を交付する。 資源として回収した重量 3,000t	資源集団回収団体に対して回収量に応じた奨励金を交付した。 資源として回収した重量 2,960t	環境政策課	B
ごみの適正処理	市内から排出される廃棄物の適切な処理・リサイクルを行い、また、施設の適正な管理・運営に努め、快適な市民生活と環境の維持を図る。 ・適正な運営とリサイクル率の向上による、環境負荷の低減。 ・施設の維持管理を計画的に実施し、安定したごみ処理を継続維持する。 設備故障によるごみ受入制限期間 0日	4月～3月末実績 ごみ搬入量 40,093.94 t 焼却ごみ量 42,286.32 t (埋立除く、家庭100kg無料分含まず) スラグ排出量 3,341.30 t (焼却・破碎家庭100kg無料台数46,198台) メタル排出量 383.99 t 飛灰排出量 1,198.83 t 設備故障によるごみ受入制限機関 0日	北清掃センター	B

事業名	事業内容・成果(数値目標等)指標	事業執行状況	所管課	評価
焼却熱を利用した発電	ごみ焼却によりボイラーで発生した蒸気を有効利用する。 構内使用電力量に対する発電電力量の割合 85%	4月～3月末実績 構内使用電力量 17,440,961 kwh 発電電力量 14,665,880 kwh 発電割合 84.09% 余剰電力売却量 277,848kwh	北清掃センター	B
焼却灰のリサイクル	環境リスクを伴う埋立最終処分よりも、循環型社会に適した手法である飛灰再資源化を推進する。 飛灰の再資源化率 75%	4月～3月末実績 再資源化 765.85t 埋立 432.98t 合計 1,198.83t 再資源化率=63.88%	北清掃センター	B

B3-1 環境にやさしい農業を広める

事業名	事業内容・成果(数値目標等)指標	事業執行状況	所管課	評価
学校の食育の推進	市内産の野菜をより多く学校給食に使うとともに、栄養教諭による食育指導をする。また年1回は保護者を対象に試食会を開催する。 全ての小学校で試食会の実施。 平成28年度目標値 90%	学校給食に市特産の人参を使用した。 各学校ごとに保護者を対象に試食会を実施した。 栄養教諭による食育指導を実施した。 平成28年度実績値 100%	学校教育課	B
地産地消のための連携	岐阜県の「学校給食地産地消推進事業」に基づき安全・安心な県産農産物を積極的に活用する。	学校給食に市特産の人参を使用した。	学校教育課	B
ぎふクリーン農業推進事業	市園芸振興会各部会講習会等において、安全・安心な農作物作りの必要性を訴え、ぎふクリーン農業の推進を図る。 ぎふクリーン農業生産登録品目数 8品目	市園芸振興会各部会講習会等において、ぎふクリーン農業をPRした。 ぎふクリーン農業生産登録品目数 10品目	農政課	B
特別栽培米栽培推進事業	農薬(50%減)、化学肥料の窒素成分(60%減)の米の作付けを推進する。 特別栽培米の作付け面積 3ha	化学肥料の窒素成分をぎふクリーン農業の40%減、県特裁基準の20%減で水稲の作付けを実施した。 特別栽培米の作付け面積 3ha	農政課	B
エコファーマーの育成支援	担い手(認定農業者)農家の中から意識の高い農家に対して、エコファーマ認定を働きかける。	事業完了。	農政課	S
農薬安全使用啓発	広報紙へ啓発記事を掲載し、農薬の安全な使用を啓発する。 啓発回数 1回以上	市HPへ通年掲載した。 広報紙に2回掲載。	農政課	B

B3-2 農業などを利用して有機物を循環させる

事業名	事業内容・成果(数値目標等)指標	事業執行状況	所管課	評価
緑ごみや食品残さの収集・堆肥化	学校より排出される緑ごみを、グリーンリサイクルセンター及び業者委託により、堆肥化する。 給食残渣については「学校給食生ごみのリサイクル」に同じ。	生ごみ処理機は使い方によっては悪臭を発生させ、それが教室にまで達し、児童生徒の学習環境に悪影響を与えていること、また、機械の故障等による維持経費も相当程度必要となること等から、処理機の使用中止および事業中止。中学校を26年度、小学校は27年度から中止。	教育委員会総務課	B
堆肥の活用の支援	農家への金銭的な支援はないが、堆肥作成者から、提供情報があれば、その情報を提供する。	農家への情報提供を、数回行った。	農政課	B
遊休農地の活用	農地の流動化を促進し、農用地の利用集積を図る。 農用地の利用集積面積 180ha	対象者への案内を実施。 多くの方に説明をし、理解を得られた。 農用地の利用集積面積 214ha	農政課	B
菜の花プロジェクトの推進	水田の転作地の菜種を収穫し、『なたね油』搾油する。	搾油した油の商品化が困難なため、搾油業務を実施せず、事業完了。	農政課	S

C1-1 食などを通じて子どもが学び家庭に伝える

事業名	事業内容・成果(数値目標等)指標	事業執行状況	所管課	評価
子ども向けの環境学習の資料づくり	環境まなびサイトのデータを更新する。	市ウェブサイト定期更新に合わせてデータの更新を行った。	環境政策課	B
こども環境賞	教育委員会が実施する「科学作品展」のうち、環境をテーマとした優秀な作品を表彰する。 表彰する人数 5人	環境に関する優秀な作品を表彰することで児童生徒の環境意識の啓発を行った。 表彰人数 5人	環境政策課	B
講師の募集と紹介	「市民講師登録制度」により広く講師を募集すると共に、環境に関する出前講座などを紹介し、啓発に努める。	市職員の出前講座 No51水道の水は「かかみ野の恵み」5回開催 参加者数325人	いきいき楽習課	B
総合学習を活用した環境学習の推進	総合的な学習の時間に実践的な場を位置づけるだけでなく、学級活動や児童生徒会活動等において、実践的な場を設定する。また、各教科と総合的な学習の時間の関連を図る。	小中学校総合的な学習の時間に72%の学校が環境学習に取り組んだ。(目標80%)	学校教育課	B
生徒会主導による環境活動の実施	生徒会が中心となり、全校に呼びかけるなど啓発活動を行い、意識の高揚を図る。 各中学校における取り組みを交流するとともに、各務原生徒議会として取り組む共通課題を設定し実践することができる。市内8中学校校区の中で6校以上が開催。	計画に沿い、実施した。 全中学校区で開催した。	学校教育課	A
学校が実施する環境事業への支援	環境に関する事業への取り組みを支援するため、「学校経営予算」「児童生徒のための予算」で計画する環境に対する取り組みを支援する。 (上記事業費は学校経営予算及び児童生徒のための予算の総額であり、このうちいくらかを環境行動に費やすかは、各学校の計画による)	各学校で、資源節約、環境美化その他の環境に関わる取り組みが多く実施された。	教育委員会総務課	B
こどもエコクラブの推進	JECニュースの配布を通じ環境保全意識の高揚と活動の実施・報告を推進を図る。	平成27年度でエコクラブ事務局事務を終了。	環境政策課	S

C1-2 環境学習に地域の大人を巻き込む

事業名	事業内容・成果(数値目標等)指標	事業執行状況	所管課	評価
環境講座の開催	各務野自然遺産の森において、定期的に自然観察ウォーク(自然観察会)、野鳥観察会を開講する。 ※平成24年度より企画運営業務を業者委託企画・開催回数 年間49回。	講座のメニューを企画する委託業者に自然と触れ合う内容の講座をメニューに入れるよう依頼。(打ち合わせ会議を月1回開催) 講座開催案内カレンダーを3ヶ月に1度作成し、全小学生に配付。 企画・開催回数 年間41回	いきいき楽習課	B
	・長期講座「里山自然ハイキング」、(自然環境への関心を高める学習講座) ・親子でチャレンジ!「自然環境への関心を高める学習講座」講座 ・夫婦でチャレンジ!「春うらら!植物観察散歩を楽しもう」講座 ・ふるさと探検講座「大安寺川のホタルを見に行こう」などの講座を開催。(18回以上開催)	年間実施計画に基づき実施できた。 開催回数19回	中央ライフデザインセンター	B
	長期講座「自然ふれあい健康ウォーキング」、「自然を楽しむ」を通年開設し、自然に親しみながら環境保全の大切さを啓発する。年間15回開催するライフカレッジ、ハイカレッジの学習計画に環境問題や緑について考える講座を行う。例えば、環境に優しい電気の使い方を知る講話「省エネ・節電」や自然との共存を重視した「みのかも文化の森」、「少年自然の家・プラネタリウム」の見学を通して自然の恩恵に触れてもらう。	予定通り各講座を実施した。	西ライフデザインセンター	B
	おもしろ楽習教室(春夏コース)(秋冬コース)(対象小学3~6年生) クラフト・自然観察を実施する。 淡水生物豆博士「アクア・マイスターになろう」(対象小学4~6年生) 水族館で観察・実験・生き物調査を実施する。 ミツバチ講座(成人対象) ミツバチの飼育・採蜜を実施する。 (出席率70%以上)	予定通り各講座を実施した。 (出席率81.1%)	川島ライフデザインセンター	B
	生涯学習講座の中で環境講座を開催。 長期講座では、「剪定講座」を予定。 短期講座で「初めてのネイチャーフォト講座」を開催予定。(23回)	前期長期講座では、「剪定講座」を10回開催した。後期長期講座も「剪定講座」を10回開催した。短期講座の「初めてのネイチャーフォト講座」も予定どおり開催した。(23回)	東ライフデザインセンター	B
環境をテーマにしたイベントの開催	環境月間の6月に、環境に関する映画の上映会を開催し、市民の環境意識の向上に努める。	事業完了。	環境政策課	S
	次世代を担う子どもたちに環境に関心をもってもらうとともに、夏の自由研究のテーマにも環境を選択できるように夏の子ども環境教室を開催する(テーマ:水辺の環境調査。希少水生生物。地球環境教室の3講座)。子ども環境教室参加者 90人。	4教室開催。参加者205人。 (水生昆虫、アクア・トト、バスター、LED)	環境政策課	A
	環境少年美術展、文芸祭、木曽川学研究協議会などの催しの中で環境をテーマにしたイベントを開催する。	事業完了。	ブランド創造課	S
	木曽川学事業の一環で、自然に関わるセミナーや体験型講座(野外活動)を開催する。 受講者数 30人	反響が大きく好評であったため、当初2回の計画であったが、追加で2月にも実施し好評を得ることができた。	歴史民族資料館	A
地球温暖化防止啓発図書コーナー常設	環境展示コーナー(おうちエココーナー)の充実 ・環境問題やエコに関する資料を重点的に収集、購入をする。 ・自然探検隊やブックトークなど子ども対象の環境イベントを実施する。 ・環境イベントの開催 環境関係資料新規購入 100冊 関連イベント 5回	「牛乳パックで万華鏡」(川島)6/11・23人、「英字新聞でエコバック」(もり)6/16・11人、「靴下でパペット人形」(もり)8/3・4・18人、「牛乳パックでびっくりおぼけ」(川島)10/22・16人、「パンキンジャック」(もり)10/22・42人、「指編みでエコたわし」(もり)11/10・12人、「紙コップでメリーゴーラウンド」(川島)12/17・27人、合計9回 参加者167人 2016年4月~2017年3月 関連図書(環境・工作等)の購入冊数(全館)94冊	中央図書館	A

C2-1 環境意識を高める啓発を進める

事業名	事業内容・成果(数値目標等)指標	事業執行状況	所管課	評価
環交の日の開催	小中学校による「環境活動パネル展」を開催する。各校の環境活動の成果交流会を開催する。	事業完了。	学校教育課	S
	小中学校による「環境活動パネル展」を開催する。各校の環境活動の成果交流会を開催する。	事業完了。	環境政策課	S
口座振替支払通知書による3R推進啓発	口座振替支払通知書の封筒に3R推進のキャッチコピーや実践可能な活動のPRを印刷し、市からの支払相手方に郵送する。	平成28年度口座振替支払通知書発送件数27,112件	会計課	B
市から環境活動をアピールする工夫	6月の環境月間事業の広報紙への掲載。 環境報告書への掲載。 環境まなびサイトの更新。	6月1日号の広報紙にて、環境月間の取り組みを掲載した。 広報紙に、マナー向上啓発記事、飼犬の登録に関する記事を掲載し、市の環境に対する取り組みを掲載した。	環境政策課	B
美しいまちづくりの推進	犬の糞放置防止を啓発する看板を作製。市民からの要望に応じて配布し、飼い主のマナー向上を図る。 必要に応じて広報紙や回覧文書を活用し、正しい犬の飼養方法を周知する。	看板配布枚数159枚。 広報紙に、マナー向上啓発記事、飼犬の登録に関する記事を掲載し啓発した。	環境政策課	B
	美しいまちづくり条例に基づき、市街地、主要道路沿線、観光地などに環境美化監視員を配置(自治会選出57人、PTA選出18人)し、美しいまちづくりを推進します。広報紙によって美しいまちづくり啓発用看板の配布や雑草の除去等について周知・啓発活動を実施する。	予定とおり啓発活動を実施した。	環境政策課	B
環境美化監視委員の活動支援	環境美化監視員就任時説明会を開催し、活動内容について説明するとともに活動に必要なごみ袋・身分証明書等を配布し監視員の活動支援体制を整える。 6月の第3日曜日に環境美化監視員、まちどろ応援隊や清掃ボランティア団体が一斉に活動する「環境美化活動の日」を設け団体や監視員の活動を市民にアピールする場とする。 環境美化監視員活動報告会を開催し各監視員の活動内容を報告しあうことで他の監視員の活動内容を学び今後の活動に生かす。 環境美化活動の日の参加人員1,200人以上。	環境美化の日に清掃活動を行った(参加人数973人) 美化活動に伴ないごみ袋などの消耗品が不足する場合は随時配布した。 環境美化監視員活動報告会を1月30日に開催した。	環境政策課	B

C2-2 環境行動を促すきっかけをつくる

事業名	事業内容・成果(数値目標等)指標	事業執行状況	所管課	評価
都市景観賞に、「エコ建築部門」「環境まちづくり活動部門」を新設	各務原市都市景観賞の選考基準に、「エコ建築」、「環境まちづくり活動」の項目を追加して、景観シンポジウムで表彰を行う。	平成28年度は公募しなかった。平成29年度に公募予定。	都市計画課	D
環境問題の研修会	研修会で「環境」をテーマとする研修を実施する。	平成28年度は実績なし。	人事課	C
各務原市環境融資	小口融資利用促進のための広報や事業概要説明の機会を捉え、環境融資制度の周知を図る。	事業完了。	商工振興課	S
環境に配慮した建設工事の推進	「各務原市における環境に配慮した建設工事の推進に関する要綱(平成20年4月1日施行)」に基づき、対象となる建設工事の特記仕様書に環境配慮事項を明記するとともに、請負業者に「環境配慮実施状況報告書」を提出させることで環境に配慮した施工方法の実施、廃棄物の発生抑制及び適正処理、再生材等の利用を促進するなど、建設工事における環境負荷の低減を図る。	対象となる建設工事については、全て環境負荷を低減する取組みを特記仕様書の中で義務付けし実施している。	企画政策課	B

C3-1 一緒に活動する仲間を増やす

事業名	事業内容・成果(数値目標等)指標	事業執行状況	所管課	評価
環境活動グループの情報整理・提供の支援	環境活動グループについての情報を環境報告書内に掲載する。	環境報告書に、清掃活動等を行うまちピカ応援隊の記事を掲載した。	環境政策課	B
環境活動グループの交流の場の確保	環境活動グループからの要望があれば、機会・場所などの情報提供を行う。	環境報告書に、まちピカ応援隊の記事を掲載した。	環境政策課	B
	生活に密着した身近な環境問題をテーマに、対話や実践活動を通して、様々な課題解決を図る。(廃油石けんづくり、リサイクル作品づくり、マイバッグ運動の推進など)	マーケット日和の開催や廃油石けん作りを実施した。	いきいき楽習課	B

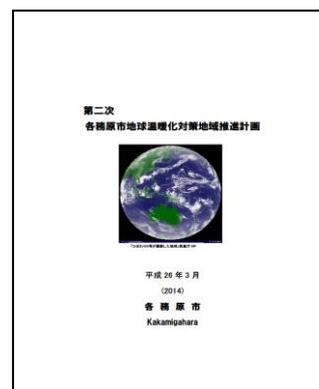
C3-2 活動を推進する組織をつくる

事業名	事業内容・成果(数値目標等)指標	事業執行状況	所管課	評価
環境基本計画市民推進本部	20年3月に策定した「環境基本計画」の進捗状況について議論する。	環境基本計画市民推進本部本部会を開催(5月25日)	環境政策課	B
	環境基本計画市民推進本部及び幹事会で環境施策について報告を行う。	報告済み。	環境政策課	B
環境行動都市市民推進大会	「各務原市環境行動都市市民推進大会」を開催します。	事業完了。	環境政策課	S

第2節 各務原市地球温暖化対策地域推進計画

環境基本計画に示す環境課題のうち、地球温暖化について市域における温室効果ガス（CO₂等）削減に向けた具体的な行動を示す計画です。

本市においては第二次計画が平成26年3月に策定され、平成29年までに温室効果ガスの排出量の削減目標を平成17年度（基準年）比2.2%以上の削減を目標としています。目標達成のために本市の計画では6つの施策体系（環境意識、家庭の取り組み、事業所の取り組み、廃棄物対策、自動車対策、吸収源対策）の展開をしていくことなどが定められています。



第3節 各務原市地球温暖化対策実行計画

地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）第21条に基づき、各自治体が京都議定書達成計画に即して、その事務及び事業に関し温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置を定める計画です。計画のなかでは、計画期間、地方公共団体の目標、実施しようとする措置の内容、その他実行計画の実施に関し必要な事項を定めるものとされています（第21条第2項）。

本市では平成25年度に「第三次各務原市地球温暖化対策実行計画」（計画期間：平成26年～29年）を定め、廃棄物処理部門を除く市の事務事業（庁舎及び各施設などの電気・ガス・燃料等の使用）により発生する温室効果ガスを24年比2.0%削減することを目的としています。（廃棄物処理部門を含む市の事務事業全体では2.2%の減少が目標）。

表1-3-1 各務原市地球温暖化対策実行計画（計画期間平成26～29年度）における実績

項目（単位）	28年度	24年度	24年比(%)	29年度最終目標(%)
温室効果ガス排出量（ト：二酸化炭素換算）	57,950	54,395	6.54	(-2.2)
うち廃棄物処理部門に関するもの	40,679	37,364	8.87	
その他の部門に関するもの	17,272	17,031	1.41	(-2.0)
内訳				
電気（千キロワットアワー）	27,114	28,114	-3.56	(-2.0)
灯油（キロリットル）	105	156	-33.01	(-2.0)
A重油（キロリットル）	300	345	-13.07	(-2.0)
都市ガス（千立方メートル）	820	969	-15.39	(-2.0)
プロパンガス（千立方メートル）	26	24	8.54	(-2.0)
ガソリン（キロリットル）	90	98	-8.51	(-5.0)
軽油（キロリットル）	26	14	83.73	(-5.0)

※「内訳」は廃棄物処理部門を除いた、その他の部門の内訳。

第4節 各務原市環境基本計画市民推進本部

持続可能な社会を形成するためには、市民・事業者・各種団体・議会・行政がそれぞれの役割と責任のもとで、主体的・自発的に取り組むとともに、相互に連携しながら一体的な推進体制を構築する必要があります。

そこで、活動目標と各主体の役割の確認をする場として、「各務原市環境基本計画市民推進本部」の本部会を5月に開催しました。

第5節 各務原市環境市民会議

環境基本計画策定後の調査・検討及び点検・評価等をするために10名の環境市民会議委員を招集しました。委員は、学識経験者、事業者、市民等で構成され、28年度は2回の会議を開催しました。

会議では、以下の事項について報告するとともに協議を行った。(協議事項は承認)

【8月30日 第1回会議】

<報告事項> 環境基本計画実施状況と平成28年度の主な環境施策について

<主な意見> ・便利・快適はエネルギーを使うものであり、環境とは相反するものである。不便・大変なことも健康のためと考えることができれば、がんばることもできるのでは。産業文化センターの階段にカロリー消費量を標記するなどすると良いのでは。

・啓発方法の1つとして、目に触れやすい標語などを作成してはどうか。

【3月24日 第2回会議】

<報告事項> 基礎調査の結果と第2次各務原市環境基本計画の方向性について

<主な意見> 方向性について、承認を得る

各務原市環境市民会議名簿（平成28年度）（敬称略）

（学識経験者）

委員長	北川 リツ	環境カウンセラー
	鳥居 甚吾	中部学院大学講師
	水野 友有	中部学院大学准教授

（団体代表者）

	武藤 孝子	各務原市生活学校
	野中 好子	各務原市こども会育成協議会

（事業所代表）

	竹中 雄司	岐阜車体工業株式会社
	若松 庄司	イオンリテール株式会社

（市民代表）

副委員長	松尾 誠司
	石脇 育子
	黒井 美嘉

第6節 環境保全協定（公害防止協定）

公害防止協定については、岐阜県公害防止条例（第67条の2）のなかで「事業者は、県又は市町村から、公害防止に関する協定の締結について申し出を受けたときは、その申し出に応じなければならない」と定められていることから、市では、この条例の規定に基づき、下記の事業者と公害防止協定を締結しています。

表1-6-1 公害防止協定締結事業所

締結年月日	事業者名	締結年月日	事業者名
昭和52年8月2日	岐阜木材流通団地(協)	昭和54年5月31日	揖斐川工業(株)
昭和58年3月7日	カルビー(株)	昭和58年3月7日	フジミインコーポレーテッド
昭和61年9月13日	鍋屋工業(株)	昭和62年3月31日	三晃染色(株)
平成6年8月26日	(株)三栄水栓製作所	平成11年9月1日	(株)MTK

【環境創出協定】

地域の環境保全を目的とし、騒音・振動等に関し協定基準などを定める従来の公害防止協定の要素に加え、地球環境保全の見地から、廃棄物の削減目標や温室効果ガスの発生抑制対策などについても定める協定です。この協定は、事業者と県、市（地元自治体）の三者で締結され、一層環境負荷の低減を目指すとともに豊かで快適な環境の創出を目的としています。

表1-6-2 環境創出協定締結事業所

締結年月日	事業者名
平成16年8月23日	岐阜プラスチック工業(株)

※ 協定期間 31年8月迄（3年更新）

第7節 環境啓発・環境学習

1. こども環境チャレンジ宣言

こどもたちが環境問題を身近に感じ、環境保全に取り組むきっかけをつくるために、市内全小学生を対象に「こども環境チャレンジ宣言」として、環境保全のために取り組むスローガンや環境にまつわる川柳、そして、家庭での「環境活動」の取り組みについて募集したところ、平成28年度は159枚の応募がありました。審査の結果、優秀賞に選ばれた作品、作者は下記のとおりです。

□こども環境チャレンジ宣言・優秀賞

- ・「リサイクルだいすき アルミかんたくさん あつめるぞ」
松本 紗和さん（那加第一小1年）
- ・「買い物で ぜったいもつよ マイバッグ」
上菌 歩夏さん（那加第二小3年）
- ・「ピーピーピー 泣かせちゃダメだよ 冷ぞう庫」
磯谷 理子さん（稲羽東小5年）

2. こども環境教室

次世代を担うこどもたちが環境問題に関心をもつきっかけとするとともに、夏休みなどを利用して環境に関する研究の取り組み方法を学んでもらうために開催しています。

平成28年度は水辺の環境（7月18日開催。参加者15名）、生物（7月18日開催。30名）、地球温暖化（7月28日開催。40名）をテーマに各教室を開催しました。



3. 出前講座

「環境教育推進法」（環境保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律）第9条では、国や自治体は「国民がその発達段階に応じ、あらゆる機会を通じて環境の保全についての理解と関心を深めることができるよう、学校教育及び社会教育における環境教育の推進に必要な施策を講ずるものとする」と定めています。

これを受け、市では、こども環境教室を夏季に開催しているほか、生涯学習まちづくり出前講座「親子で取り組もう生活排水対策」を設け、身近な河川に関心をもってもらうためパックテストを用いて川の簡易水質調査を行なうメニューを用意しています。

4. 環境まなびサイトの充実

子どもたちに地域素材を扱った資料を提供することで、興味や関心を一層喚起し、体験学習につなげることや市民へ環境に関する情報を発信することを目的に、環境まなびサイトを運営、データ更新をしました。

環境まなびサイトのページ（市の公式サイトからもご覧いただけます）

<http://www.city.kakamigahara.lg.jp/life/kankyogomi/92/index.html>

5. 環境月間の取組み

市民の環境に対する意識を高揚させることを目的に、6月5日（環境の日）を中心に環境月間事業とし、普段何気なく飲んでいる水道水や家庭から出るごみについて、改めて考えてもらうきっかけとなるよう環境・水道パネル展を開催しました。

○環境・水道パネル展

展示場所：産業文化センター

展示期間：平成28年6月1日（水）
～6月7日（火）

展示内容：各務原市の環境
水道事業の取り組みについて



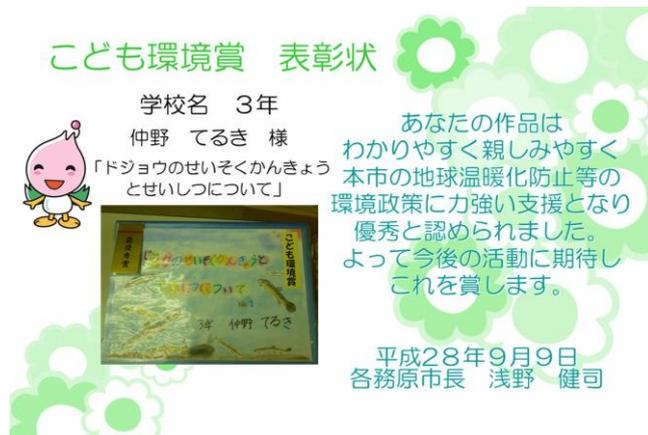
その他、月間中に環境美化活動の日の清掃活動や不法投棄防止重点監視活動等を行いました。

6. こども環境賞

次世代の環境人づくりを目的とし、教育委員会が実施する「各務原市小中学校科学作品展」出展作品のうち、環境をテーマとした優れた取組みを行った作品を選定し、表彰しました。

この作品展の対象となった作品数は、小学校682点（682人）中学校49点（50人）で、入賞作品となった小学校155点、中学校36点については航空宇宙科学博物館に展示されました。

このうち「こども環境賞」の受賞作品は、小学校5点でした。



第2章 環境の現状と対策

第1節 大気環境

大気汚染5物質（二酸化硫黄、二酸化窒素、光化学オキシダント、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質）の常時測定を蘇原中央町の観測所で行っています。

- ・ 二酸化硫黄（SO₂）の測定結果（平成28年度）

二酸化硫黄は燃料などに含まれる硫黄分の燃焼によって発生する無色の気体です。刺激臭があり、呼吸器などに影響を与えます。

観測の結果、測定値の年平均は4ppb（ppb=10億分の1）という良好な結果でした。

※ 環境基準…日平均値が40ppbを越えた日が2日以上連続せず、かつ日数が年間の2%以下

- ・ 二酸化窒素（NO₂）の測定結果（平成28年度）

二酸化窒素は燃料などに含まれる窒素分の燃焼で発生する赤褐色の気体で、二酸化硫黄と同様に刺激臭があり、呼吸器などに影響を与えます。

観測の結果、年平均値は7ppbと、27年度より更に良好な結果でした。

※ 環境基準…通年の日平均値の98%値が40～60ppbのゾーン内または以下

- ・ 光化学オキシダント（OX）の測定結果（平成28年度）

紫外線の光化学作用により、大気中の炭化水素や窒素化合物から生成される、強酸化性物質。目やのどの痛みを引き起こす光化学スモッグの原因となります。

環境基準は測定値（1時間値）が「60ppb以下」ですが、残念ながら11月～2月以外は環境基準を超えた測定値が観測されたため、環境基準を達成することができませんでした。

- ・ 浮遊粒子状物質（SPM）の測定結果（平成28年度）

大気中に浮遊しているばい塵や粉塵など粒子状の物質を浮遊粉塵といいます。このうち大きさが10μm以下のものを浮遊粒子状物質といいます。

測定値の平均は13μg/m³で、環境基準の100μg/m³を大きくクリアしています。

- ・ 微小粒子状物質（PM_{2.5}）の測定結果（平成28年度）

大気中に浮遊している2.5μm（1μmは1mmの千分の一）以下の小さな粒子のことで、前述の浮遊粒子状物質より小さな粒子です。非常に小さいため、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸系への影響に加え、循環器系への影響が心配されています。

1年平均値は9.0μg/m³で環境基準の15μg/m³をクリアしました。また、1日平均値の環境基準35μg/m³を超えた日は観測されなかったため環境基準を達成することができました。

大気の観測の結果、大気汚染5物質のうち光化学オキシダントについて環境基準を達成できていませんでした。私たちそれぞれが心がけ、原因物質である排ガス低減に努めることが求められています。

第2節 水環境

1. 河川

市内主要河川で工場、生活排水による水質汚濁と、魚類など生物への影響の状況を監視・測定しています。

平成27年度は、水の有機的な汚れ具合を示す指標である生物化学的酸素要求量（BOD）、浮遊物質（SS）について、全ての観測地で環境基準を達成することができました。

表2-2-1 BOD測定結果

単位：mg/l

水域・地点	基準値	27年度	28年度
木曾川上流 (川島大橋)	2.0 以下	0.6	0.7
新境川上流 (東泉橋)	3.0 以下	1.2	1.5
新境川下流 (応連寺橋)	5.0 以下	1.2	1.3
新境川下流 (木曾川合流前)	5.0 以下	1.2	1.2
境川上流 (岩地橋)	5.0 以下	0.8	1.1

・ BOD

水中の汚れ（有機物）を分解する細菌が必要とする酸素の量。数値が高いほど水が汚れています。

※「BOD75%値」（全データのうち75%以上のデータが基準値を満たすかどうかで評価）で判定

表2-2-2 浮遊物質測定結果

単位：mg/l

水域・地点	基準値	27年度	28年度
木曾川上流 (川島大橋)	25 以下	2.4	1.5
新境川上流 (東泉橋)	25 以下	2.2	2.4
新境川下流 (応連寺橋)	50 以下	2.8	2.0
新境川下流 (木曾川合流前)	50 以下	3.5	2.7
境川上流 (岩地橋)	50 以下	4.0	3.7

・ 浮遊物質（SS）

水中に浮遊する物質の量。数値が高いほど水が汚れています。

※値は各地点の平均値

河川の水質汚濁は、家庭から未処理で流される生活雑排水が主な原因です。河川の自浄能力を超えて汚濁物質が流入すると、水中の酸素が不足し、魚など生物が住めない河川となってしまいます。調理くずなどの流出防止や油の適正な処理、洗剤の適量使用などを心がける必要があります。

2. 地下水

地下水についても、市内全般で水質の監視・測定を行なっています。

測定の結果、地下水の環境基準のうち、市の東南部で硝酸性窒素の濃度が環境基準「1リットルあたり10ミリグラム」を超えている地域（3観測地点）が残っています。

有機溶剤であるテトラクロロエチレン（環境基準は1リットルあたり0.01ミリグラム以下）は1地点で、四塩化炭素（環境基準は1リットルあたり0.002ミリグラム以下）については3地点で環境基準を達成することができませんでした。

現在のところ、いずれの地点でも汚染の大きな広がりはありませんが、今後も引き続き地下水の監視・測定を行っていきます。

図2-2-1 各務原市の地下水質図



3. その他池沼等

ゴルフ場周辺の3池（持田池、北山池、寒洞池）で、チウラム（環境基準は1リットルあたり0.06ミリグラム）、シマジン（環境基準は1リットルあたり0.03ミリグラム）などの農薬が人の健康の保護に関する環境基準を超過していないことを確認しました（結果は3池とも不検出）。

第3節 騒音・振動

騒音に係る環境基準（以下「一般環境騒音」という。）及び航空機騒音に係る環境基準（以下「航空機騒音」という。）の地域類型指定に伴ない、その達成維持状況を把握し、騒音から生活環境を保全するのに必要な施策を講ずるため環境騒音定点観測調査を実施しています。

図2-3-1 一般環境騒音測定地点図

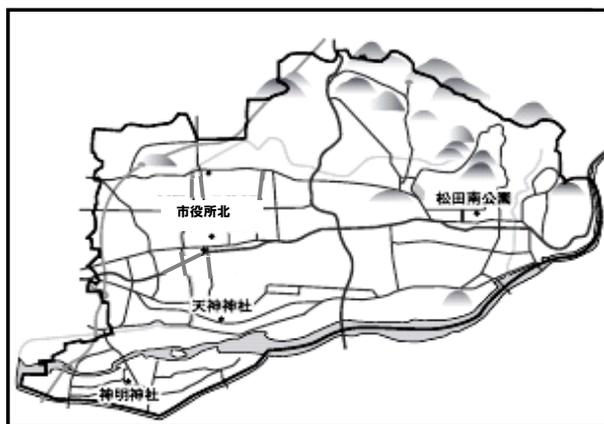


表 2-3-1 平成 28 年度一般環境騒音測定結果

A. 道路に面しない地域

測定地点 (地域類型) 時間帯/音圧レベル		松田南公園 (松が丘七丁目) (A)	天神神社 (上中屋町三丁目) (C)	市役所北 (那加桜町一丁目) (C)	神明神社 (川島松原町) (B)	
		測定日				
昼間 1	等価騒音レベル(Leq)	43.3	40.7	42.5	41.1	
	(中央値 (dB))	(38.3)	(38.8)	(38.9)	(38.6)	
昼間 2	等価騒音レベル(Leq)	53.7	45.2	45.6	46.0	
	(中央値 (dB))	(45.1)	(42.8)	(41.9)	(43.9)	
環境基準値		達・否	55 ○	60 ○	60 ○	55 ○

備考) 地域類型A 専ら住居の用に供される地域
 地域類型B 主として住居の用に供される地域
 地域類型C 相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

B. 道路に面する地域

自動車騒音測定結果

路線名	年度	測定地点	等価騒音レベル(db)			
			昼間	夜間	夜間	
一般国道21号線	28	鵜沼羽場町	昼間	74	夜間	69
一般国道21号線	28	鵜沼川崎町	昼間	75	夜間	71
一般国道21号線	28	蘇原三柿野町	昼間	74	夜間	69
一般国道21号線	28	那加緑町	昼間	74	夜間	69
一般国道21号線	28	大野町	昼間	75	夜間	70
一宮川島線	28	川島河田町	昼間	66	夜間	60
松原芋島線	28	川島河田町	昼間	72	夜間	65
岐阜那加線	28	那加日新町	昼間	66	夜間	58

環境基準達成状況の評価結果

路線名	評価区間 延長(km)	対象住居 等戸数	昼夜とも 基準値以下	昼のみ基 準値以下	夜のみ基 準値以下	昼夜とも 基準値超
一般国道21号線	0.4	16	15	0	0	1
一般国道21号線	2.3	124	100	0	0	24
一般国道21号線	2.5	292	253	0	0	39
一般国道21号線	4.6	677	542	3	0	132
一般国道21号線	0.5	14	12	0	0	2
一般国道21号線	1.3	33	18	0	0	15
一般国道21号線	0.4	15	10	0	0	5
一宮川島線	0.5	66	66	0	0	0
松原芋島線	1.3	83	72	0	10	1
岐阜那加線	0.9	29	29	0	0	0
計	14.7	1,349	1,117	3	10	219

※平成24年度より測定方法が面的評価に変更になった。

航空機騒音調査地点

測定地点 (地域類型)	測定期間		L d e n	1週間の機数			環境基準	
				N2	N3	合計	適・否	
中央保育所 (I)	春季	6.4~6.10	59.7	162	13	175	57	×
	秋季	11.18~11.24	61.0	161	0	161		×
水道事業庁舎 (II)	春季	5.11~5.17	64.8	332	31	363	62	×
	秋季	11.1~11.7	61.7	150	1	151		○
陵南福祉センター (II)	春季	5.19~5.25	59.2	454	17	472	62	○
	秋季	11.10~11.16	59.2	395	12	409		○

航空機騒音測定結果（於：市役所屋上。地域類型II）

年 度	L d e n	年間の合計機数					日平均機数					環境基準値
28年度 測定日数	最少～最大	N 2	N 3	N 1	N 4	合 計	N 2	N 3	N 1	N 4	合 計	62
(年度集計) 365日	66.9 25.3~76.4	10,374	279	2	1	10,656	28	1	0	0	29	×

備考) 1. Lden(時間帯補正等価騒音レベル)とは、各飛行機の騒音の、聞こえ始めから聞こえ終わりまでの人が受ける騒音エネルギーを計測したもので、飛行騒音のみでなく、地上騒音(航空機が誘導路を走行する際に発生する騒音など)も評価の対象としています。現在、国際的に主流な評価方法となっており、平成25年度より今までのWECPNLより変更されました。

第4節 化学物質対策

環境大気中のダイオキシンの測定を市東部、西部の2箇所で行いました。測定結果は下表のとおりでいずれの地点でも、環境基準を満たしています。

(1) 測定地点 川島市民サービスセンター

(2) 測定期間 平成28年11月24日～11月25日

項目	毒性当量(pg-TEQ/m ³)	基準値(pg-TEQ/m ³)
ダイオキシン類	0.009	0.6以下

(2) 測定地点 そはらふれあいセンター

測定期間 平成28年11月24日～11月25日

項目	毒性当量(pg-TEQ/m ³)	基準値(pg-TEQ/m ³)
ダイオキシン類	0.014	0.6以下

※ 基準値は 2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

第5節 浄化槽の整備

1. 浄化槽設置整備事業補助

生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し生活環境の保全を図るため、浄化槽の設置に関する費用の一部を補助するものです。

専用住宅及び併用住宅で、設置後の維持管理の責任が明らかになっている50人槽以下の浄化槽を設置する方に対して補助金を交付しました(建売住宅は除く)。平成13年度に補助制度ができてから平成28年度までに、累計2,621基の浄化槽がこの補助金制度で設置されました。平成27年度からは、環境への負荷が大きい単独浄化槽撤去費用の一部補助を新たに行うことで単独浄化槽からの切替えを促進しました。

・平成28年度浄化槽設置基数131基

内補助実績 74基※補助実績以外の浄化槽は、住宅以外、補助区域外等のもの

内訳	5人槽	36基
	6～7人槽	35基
	8～50人槽	3基
	単独浄化槽撤去費用補助	...	6基

第6節 環境美化

1. 美しいまちづくり条例に基づく活動、取組み

本市では、空き缶や吸殻などのポイ捨てごみの散乱を防止することにより、地域の環境美化の促進を図り、市民の清潔で快適な生活環境を確保することを目的として「美しいまちづくり条例」を、平成11年3月に制定（施行は7月）しています。条例では、ポイ捨てを禁止しているほか、犬のフンの回収義務（放置禁止）や管理する土地における雑草の繁茂の防止と清掃に努めることも定められています。

また、条例（第10条）に基づき、ポイ捨てごみの散乱等を防止するため環境美化監視員を置くことについても定められていることから、市では、市街地、主要幹線道路・観光地の沿線自治会などを中心に監視員を75名（28年度）配置し、地域における環境体制の整備にも努めています。

表2-6-1 平成28年度環境美化活動報告等件数

地域の巡回	100
清掃活動	62
不法投棄	14
雑草・樹木等	4
ペット（フン害等）	2
その他	5
合計	129

※重複あり



2. まちピカ応援隊

まちピカ応援隊は、米国で生まれたアダプトプログラムをベースにしています。アダプトとは養子のごとで、まちの顔である市街地や、駅前広場など公共の空間を養子のように愛情をもって地域の住民がボランティアで面倒（清掃活動）を見る制度です。本市においては平成21年8月22日より制度化され、平成22年度は4団体111名でスタートしました。平成28年度は8団体156名で活動されています。



市と団体はお互いの役割を定めた協定を結びます。協定では、団体は月に1回以上の活動を実施することなど、市は用具や消耗品の提供を行うことなどが定められています。

3. 清掃美化

ボランティアによる地域の清掃活動の支援や、犬・猫などの小動物の死体の回収業務など地域の環境衛生の向上や美化に努めました。

表 2-6-2 平成 28 年度環境美化活動の日参加団体

	団体名	参加者数
1	大安寺川ホタルを育てる会	44
2	朝日ふれあいの会	24
3	おがせ周辺クリーンクラブ	30
4	つつじが丘上池クラブ	15
5	鵜沼台ソフトボールクラブ	12
6	旗本徳山陣屋公園フレンドシップ	17
7	野口パークレンジャー	26
8	レインボークラブ コアミ	16
9	桜丘中学校	300
10	岐阜各務野高校	223
11	渡・リバーサイドオアシスクリーンフレンド	21
12	緑苑自治会環境ボランティアグループ	40
13	まちピカグループ新那加町	9
14	豆電球クラブ（中部電力各務原営業所）	21
15	夢屋クラブ	4
16	苺の会	9
17	Love&Peace Family	8
18	各務原清掃株式会社	10
19	岐阜信用金庫各務原支店	23
20	環境美化監視員	38
21	岐阜プラスチック工業(株)管理部	53
22	セブンブリッジ愛好会	30
	合 計	973

表 2-6-3 平成 28 年度犬・猫等回収実績

犬・猫などの小動物の死体の回収件数	875 件
-------------------	-------

第7節 環境衛生

1. 犬登録・狂犬病予防注射

狂犬病予防法により、犬の登録と年1回の狂犬病予防注射が義務付けられています。狂犬病の発生とその蔓延を未然に防止するため、保健所、獣医師会と連携し、集合注射等をおして狂犬病予防注射の接種率向上に努めました。

- ・集合注射 … 毎年4月に市内44箇所を巡回
- ・新規犬登録 … 551頭 狂犬病予防注射 … 6,790頭

2. 道路側溝防疫剤散布

道路側溝内の衛生害虫や不快害虫（主にユスリカ）の発生を抑制するため、自主的活動によってそれらを駆除できない場所や地形的に十分な排水勾配をとることができない場所を対象に、錠剤散布消毒を実施することにより良好な生活環境の保全に努めました。

- ・防疫剤散布実績 … 延長：L=199km



3. 特定外来生物「アルゼンチンアリ」防除

アルゼンチンアリは南米原産の放浪アリで、不快害虫、農業害虫であると同時に地域の生態系にダメージを与えるため、国から特定外来生物に指定されています。

各務原市では、平成19年3月にアルゼンチンアリの生息が確認され、それ以来、地元自治会と協働して防除活動を実施してきました。

平成21年度から平成23年度は、環境省が本市で「アルゼンチンアリ防除モデル事業」を実施し、その実績として、アルゼンチンアリー斉防除マニュアルが作成されました。

平成24年度から平成26年度は、アルゼンチンアリ生息域の自治会と各務原市で設立した「各務原市アルゼンチンアリ対策協議会」により、一斉防除マニュアルにもとづき春と秋の2回、ベイト剤（えさの形をした薬剤）による一斉防除と、冬季防除を行いました。平成27年度からは、市直営で、同様な防除を行っています。防除活動の結果、平成24年春の一斉防除前のアリの個体数を100%とした場合、平成28年秋の一斉防除後は42.7%まで減少しました。また、生息範囲の広がりを食い止めることができました。



4. 「瞑想の森 市営斎場」の管理運営

人生の終焉の場として、荘厳かつ厳粛で、葬送にふさわしい施設環境の保持に努めました。また、火葬業務を円滑に行うため、火葬炉定期修繕工事を実施しました。

表 2-7-1 市営斎場等使用件数

12歳以上	1,381件
12歳未満	4件
死産児	17件
胞衣及び産汚物	1件
身体の一部	8件
霊安室	33件
犬猫	1,642件
待合室	894件

5. 「公園墓地 瞑想の森」の管理運営

公園墓地内の美観保持のため、剪定・芝刈・清掃などの維持管理に努めました。また、墓参者の利便性を向上するため、墓地全区画（3043区画）に墓地区画番号プレートを設置し、北側墓地については案内看板を11箇所設置しました。

・平成28年度新規使用許可 … 30区画



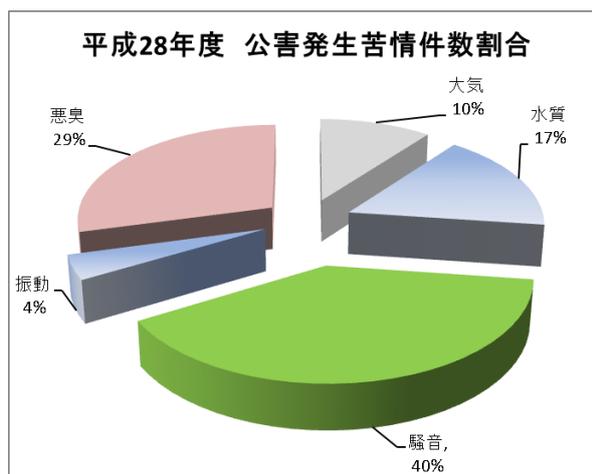
第8節 公害

環境対策基本法第2条では、「公害」とは、環境保全上の支障のうち、事業活動その他人の活動にともなって相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう、と定められています。

公害苦情の発生件数は下表のとおりですが、市が住民にとって身近な公害苦情の窓口であることから、悪臭、騒音など近隣の事業所・事業活動からの苦情の申し立てが総数の半分をこえています。

表・図2-8-1 公害苦情発生件数

	27年度	28年度
大気	1	5
水質	20	8
土壌	0	0
騒音	20	19
振動	2	2
地盤	0	0
悪臭	6	14



第Ⅱ編 廃棄物処理

第1章 平成29年度一般廃棄物処理計画

第1節 事業年度

平成29年度（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）

第2節 一般廃棄物の排出状況

1) 計画処理区域	各務原市全域
2) ごみの排出量	56,450トン/年
3) し尿の排出量	3,800キロリットル/年
4) 浄化槽汚泥の排出量	42,500リットル/年

第3節 ごみ処理計画

収集・運搬する廃棄物の量

1) 可燃ごみ	29,300トン/年
2) 不燃・破碎ごみ	1,700トン/年
3) 資源ごみ	1,404トン/年
4) 有害ごみ	80トン/年
5) 緑ごみ	1,400トン/年

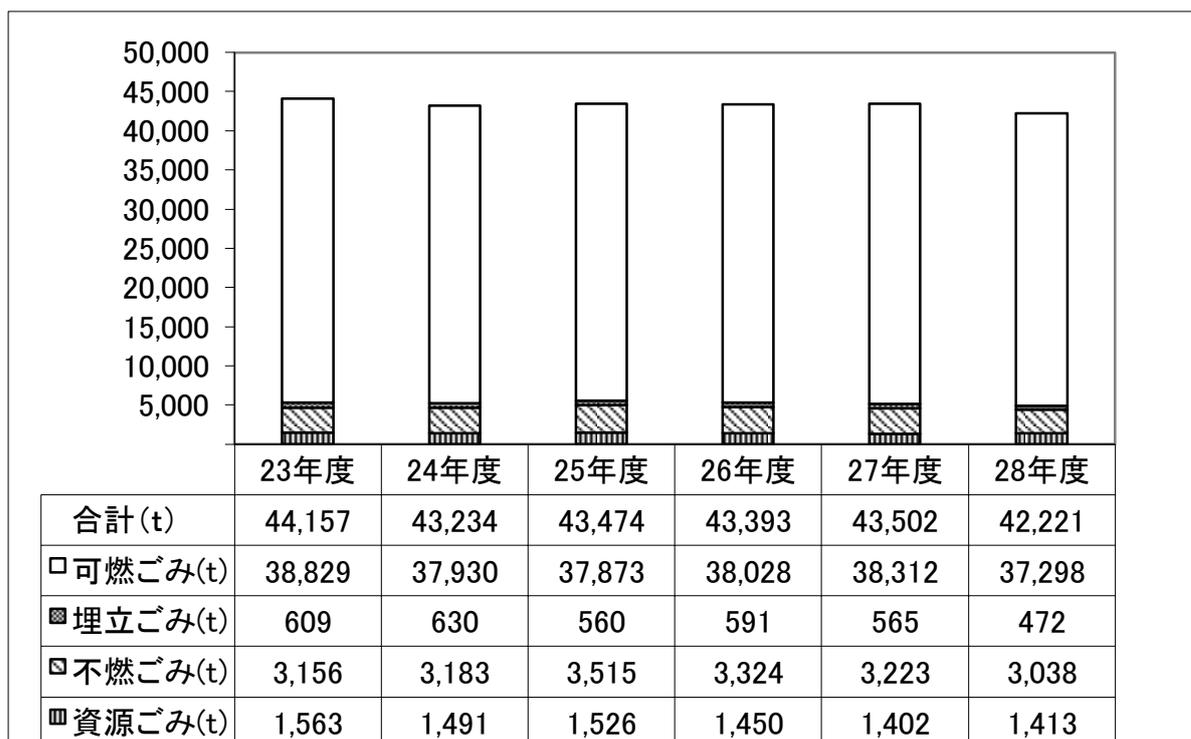
第2章 ごみ処理事業

第1節 処理の現状

ここ数年のごみ処理量は、若干の減少傾向にあります。これは、燃やすごみの有料化制度の導入や、緑ごみの回収などによるものと考えられます。

なお、平成23年度からは、祝日（年始を除く）のごみ収集を行い、市民サービスの向上に努めています。

□ごみ処理量（一般廃棄物量）



※平成22年度まで岐阜羽島衛生施設組合で処理していたごみ（川島地区分）は、平成23年度より北清掃センターで処理しています。

第2節 ごみ処理単価

ごみ1トン当たりの処理に係る単価は以下のとおりとなっています。

種 別	1トン当たりの単価
収 集	12,419円
処 理	29,677円
合 計	42,096円

第4節 3Rへの取組み・広報啓発活動

1. 紙ごみリサイクル事業

20年度より開始した家庭から排出される可燃ごみの減量化や資源化を推進する「紙ごみリサイクル事業」に取り組みました。

この事業では、以下の3つの取り組みを行いました。

- ① 地域の学校等が主催する資源集団回収による古紙類の定期的な回収。
- ② 公共施設や大型ショッピングセンターなど42箇所に「古紙回収ボックス」の設置。
- ③ 包装紙や紙箱などの「雑がみ」の回収の強化。

回収量につきましては減少傾向ですが、これは、紙の需要にかかる構造的なマイナス要因（広告等の電子媒体への移行、経費削減による薄い紙へのシフト等）のほか、民間事業者による古紙回収拠点の開設によるものと考えられます。

表2-4-1 古紙回収実績

(単位：トン)

年 度	26年度	27年度	28年度
回収実績	5,262	4,779	4,184

2. 緑ごみリサイクル事業

家庭や事業所等から排出される樹木のせん定枝や落ち葉、刈り草などの「緑ごみ」の焼却処理を中止し、市内21ヶ所の回収拠点及び一部自治会において、分別回収を行いました。回収された「緑ごみ」は、市内の民間再資源化施設へ搬入され、バイオマス燃料としてリサイクルされます。

また、公園、学校、公共施設及び街路樹などの樹木の剪定などに伴う「緑ごみ」は、たい肥化处理し、市民への無料配布や公園などの植栽・緑化工事に活用されました。

これに伴い、北清掃センターへ搬入されるごみが減少し、焼却処理に伴い発生する温室効果ガスの排出量が削減されました。

表2-4-2 緑ごみ回収実績

(単位：トン)

年 度	26年度	27年度	28年度
バイオマス燃料化处理	3,877	3,880	2,978
たい肥化处理	150	189	203
合 計	4,027	4,069	3,181

※バイオマス燃料化处理は、市外の事業系緑ごみは除く。

※たい肥化处理実績は、出荷したたい肥の量を示す。

3. マイバッグの推進

平成20年度よりスタートしたレジ袋削減(有料化)事業。

市ウェブサイトでマイバッグ使用の呼びかけを行いました。

平成28年度末の時点で、レジ袋有料化を実施している店舗は協定外も含め13店舗です。



表2-4-3 28年度レジ袋削減(有料化)事業参加店(50音順)

店舗名	
アピタ各務原店	アミカ各務原店
イオン各務原店	サンマートサカイ蘇原店
スーパーサカイ	スーパー三心蘇原店
スーパー三心那加店	バロー各務原中央店
ピアゴ各務原店	平和堂うぬま店
マックスバリュ各務原店	マックスバリュ各務原那加店
ヤマワ本店	

4. 環境行動優良事業所認定事業

平成20年度より地域及び地球規模の環境対策、廃棄物の発生抑制やリサイクル並びにその他環境に配慮した行動を積極的に取り組んでいる市内の事業所等を「環境行動優良事業所」として認定し、その取り組み内容を市ホームページ等を通して、広く市民に周知するなど事業者の環境活動を支援しています。

平成28年度 各務原市環境行動優良事業所認定事業所の活動状況

製造業者(一部抜粋)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 空調機器、トランス、証明の更新時に高効率なものを選定している。 ・ ガスタービンコジェネを導入し、熱と電気をバランスよく使用している。 ・ 事務用品等で再生品・エコマーク商品・グリーン商品を積極的に購入、活用している。 ・ 外気温に応じて構内放送を流し、空調機器の運転/停止を行っている。 ・ 夏季・冬季に全職場の省エネパトロールを行っている。 ・ 環境マネジメントシステム(EMS)の導入。 ・ 事務所の蛍光灯をLED灯に変え、省電力化に取り組んでいる。 ・ 省エネに関する企業診断を実施し、実態把握と省エネのための対策を構築している。 ・ 夏季軽装の実施。 ・ 緑のカーテン設置による省エネ活動の展開。 ・ 太陽光発電によるCO2の削減。 ・ 工場周辺の更なる植栽。

- ・ 排水を常時モニターし、有害物が工場外へ流出しないようにしている。
- ・ 薬品や油は土壌に浸透しない場所で取り扱っている。
- ・ 水質・大気等について、法令の環境規制より厳しい自社基準値を設定している。
- ・ 裏紙の使用、縮小・両面コピーの利用を推進している。
- ・ 各事務所にリサイクル BOX を設置し、紙の種類毎に分別している。
- ・ 廃棄物の排出量を「事業系一般廃棄物量管理表」により量目管理している。
- ・ ペーパーレスを意識し、FAX やメールの機能を活用する。
- ・ 産業廃棄物から有償資源への転換推進に取り組んでいる。
- ・ 敷地周辺は定期的に清掃している。
- ・ 作業員に対し、ごみ削減対策、地球温暖化などの環境改善への啓発をしている。
- ・ 小学校・中学校への出前教室。
- ・ 近隣の小中学校の工場見学を積極的に受入れ、環境学習の一環として協力している。

小売業者（一部抜粋）

- ・ 各テナントの照明管球交換で LED 等の長寿命、省エネ製品を積極的に使用している。
- ・ 店舗入り口にリサイクルボックスを設置して、使用済容器等を回収している。
- ・ 駐車場で家庭から出た資源ごみの回収を実施。
- ・ 段ボール、古紙等は100%再利用に努めている。
- ・ 事業所ごみの排出元別（売場別）計量化の実施により排出量削減に努めている。
- ・ 商品納品時にオリコン（プラスチックカゴ）を使用し、段ボール等の排出量削減に努めている。
- ・ 店舗で使用した廃食用油を BDF 燃料に再資源化している。
- ・ 買物袋持参運動の実施（マイバッグ・マイバスケットの販売、レジ袋有料化）
- ・ 店舗周辺の清掃作業を実施している。

表2-4-4 環境行動優良事業所認定事業者（認定番号順）

事業者名
川崎重工業株式会社 航空宇宙カンパニー
岐阜車体工業株式会社
天龍ホールディングス株式会社
岐阜プラスチック工業株式会社
株式会社鶴飼
エーザイ株式会社 川島工園
川崎岐阜協同組合
中部電力株式会社 各務原営業所
榎本ビーエー株式会社
高安株式会社
中日本ダイカスト工業株式会社
イオンリテール株式会社 イオン各務原店
ユニー株式会社 アピタ各務原店
マックスバリュ中部株式会社 マックスバリュ各務原店
ユニー株式会社 ピアゴ各務原店
株式会社サンマートサカイ 蘇原店
株式会社ヤマワ 本店
生活協同組合 コープぎふ 尾崎店
株式会社コノミヤ 鶴沼店
ムトー精工株式会社
株式会社フジミインコーポレーテッド
日本毛織株式会社 岐阜工場
岐阜県金属工業団地協同組合
株式会社 樋口製作所
株式会社 三栄水栓製作所 岐阜工場
株式会社 イナバ印刷社
テルモ・テクニカルサプライ株式会社
株式会社東海スプリング製作所 鶴沼工場
那加印刷株式会社
リメイキング株式会社 各務原営業所
各務原衛生 株式会社
株式会社 デザインラボ
各務原清掃 株式会社
各務原清掃 株式会社 那加営業所
山興印刷株式会社
生活協同組合 コープぎふ 各務原支所
株式会社フードセンター富田屋 各務原那加店
株式会社バロー 各務原中央店
株式会社平和堂 うぬま店
マックスバリュ中部株式会社 マックスバリュ各務原那加店

株式会社那加自動車教習場
ジップドラッグ 川島店
中日新聞那加北部専売店有限会社山田新聞店

5. 不用品交換銀行

不用品交換銀行は、家庭において不用になった家庭用品等で、まだ再使用できる物品について、これを希望する市民に情報を提供し、再使用を推進し、資源の有効利用と不用品再利用等に関する市民意識を高めることを目的とした制度です。

平成28年度は、68件成立しました。

6. 不用家具リユース事業

北清掃センターへ粗大ごみとして搬入された家具類のうち再利用可能なものを修繕して市民へ販売する事業で、循環型社会の構築にむけたリユースの取り組みの強化と3Rの意識高揚を目的としています。

平成28年度は、89件の家具を販売しました。

7. 広報活動

一般廃棄物の処理について、行政と市民の相互協力による環境事業の円滑な推進を図るため、市ウェブサイトや広報紙等により、次の広報活動を実施しています。

- (1) 市の環境状況や環境施策の進捗状況を市民・事業者等に報告するための資料として「各務原市環境報告書」を作成し、市ウェブサイトに掲載。
 - (2) ごみの回収や出し方の周知を目的とした「ごみ・リサイクルカレンダー」及び「ごみ出しガイドブック」の配布。
 - (3) 紙ごみ・緑ごみの回収についての周知を目的とした「古紙回収ステーション一覧表」「緑ごみ拠点回収日程表」の配布。
 - (4) 市ウェブサイトや広報紙を利用した環境行政に関する情報の提供。
 - (5) 雑がみ
 - (6) ごみ減量
- 
 広報、自治会回覧、各種イベントでのチラシ配布

8. 出前講座

市民生活の中から出てくるごみの処理や、ごみの分別・リサイクルについて、より理解を深めていただくため、市民団体・学校等の集会において出前講座を開催しています。

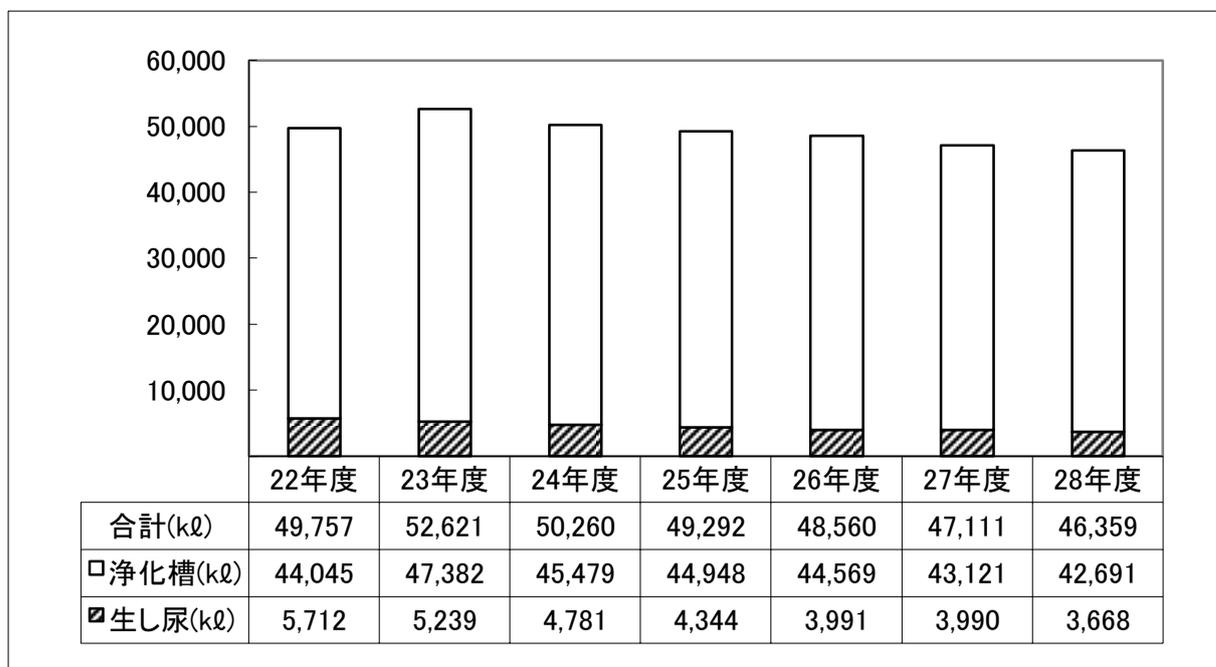
第3章 し尿処理

第1節 処理実績

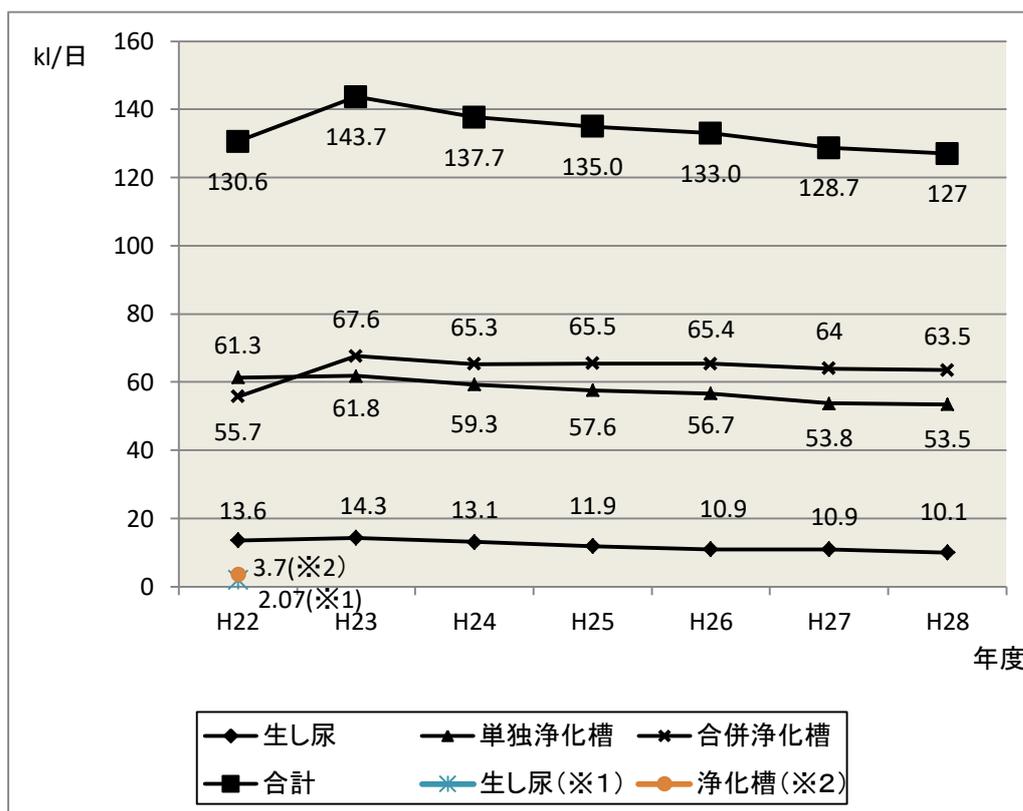
し尿処理については、生し尿と浄化槽汚泥を対象としています。各務原地区についてはクリーンセンター、川島地区については岐阜羽島衛生施設組合で処理していましたが、平成23年4月より川島地区処理分についても、クリーンセンターで処理することとなりました。

処理量については、毎年度横ばい状況でしたが、平成23年度は大規模浄化槽の廃止により増加しました。また、合併浄化槽の設置義務化に伴い、搬入される処理対象物の性状が大きく変化しています。その変化に対応し、また地域住民にも受け入れられる安全な施設として稼働できるように努めます。

□し尿処理量（平成22年度の数值は、岐阜羽島衛生施設組合の処理分を合算）



クリーンセンター年度別日処理量



※ (※1)・(※2)は、クリーンセンターではなく、岐阜羽島衛生施設組合で処理したものです。

※平成23年度からは川島地区処理量を合算しています

◇親子環境教室開催！

次世代を担う子どもたちや、保護者に環境に対し、興味をもってもらう機会を増やすことにより、家庭における環境保全の意識向上を図るため「親子環境教室」が6月25日（土）に産業文化センターで開催されました。

第1部 親子環境教室

第1部では、「ソーラーカー」「竹ぼっくり」「はし作り」「ソーラーかもめ」の4教室を開催し、地球温暖化防止活動推進員などの講師から、各教室にちなんだ環境問題（地球温暖化、リサイクル、自然保護）についての説明を受けた後、親子一緒になって工作に取り組みました。（写真はソーラーカー教室）



第2部 環境講演会



第2部では、環境講演会として、あすかホールで、テレビ等でおなじみのらんま先生を講師に、「らんま先生の eco 実験パフォーマンス」を開催しました。

サイエンスマジック、ジャグリング手品などを織り交ぜた実験パフォーマンスは、会場が一体となって盛り上がり、子どもたちのみならず、保護者の方たちも楽しく環境問題について学ぶことができる講演でした。

講演会が終わった後、子どもたちへ講演会で実験に使ったものと同じ風船のプレゼントがありました。

第1部、第2部ともに、多くの親子に参加いただき、楽しく環境について学んでいただくことができました。

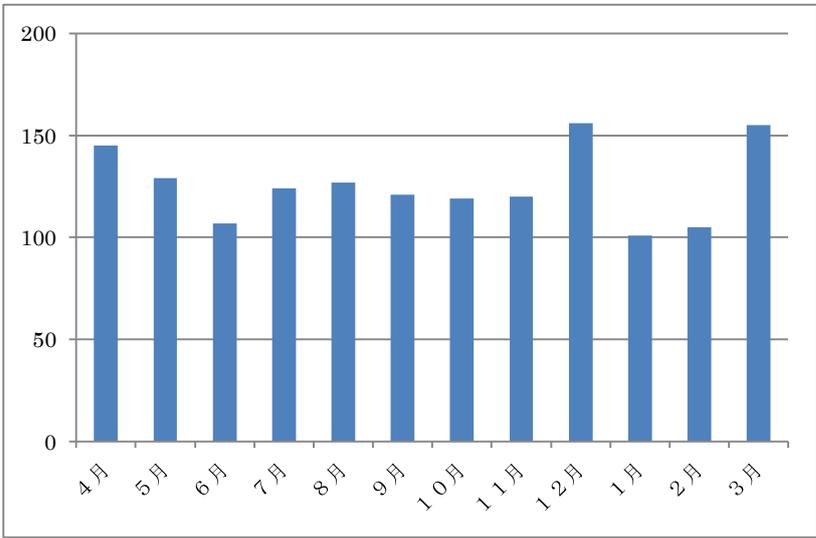


全体評価（主要施策の実施状況と評価）

自然と共生するまちづくり																																								
落ち葉や剪定枝を緑ごみとして有効活用																																								
目的	一般家庭や市民清掃から出る緑ごみについては、バイオマス燃料化等、公共緑ごみについては堆肥化することにより二酸化炭素排出量を削減する。																																							
事業内容	<p>□家庭緑ごみ等</p> <p>・拠点回収</p> <p>家庭から発生する樹木の枝などを毎月市内 21 ヶ所の回収拠点で受け入れを行い、再資源化施設へ搬入した。計 336 t を回収した。</p> <p>回収拠点での回収量及び利用者数の推移</p> <table border="1"> <caption>回収拠点での回収量及び利用者数の推移</caption> <thead> <tr> <th>月</th> <th>回収量 (t)</th> <th>拠点利用者数 (人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>4月</td><td>45</td><td>1,000</td></tr> <tr><td>5月</td><td>65</td><td>1,500</td></tr> <tr><td>6月</td><td>60</td><td>1,200</td></tr> <tr><td>7月</td><td>55</td><td>1,000</td></tr> <tr><td>8月</td><td>55</td><td>1,000</td></tr> <tr><td>9月</td><td>65</td><td>1,200</td></tr> <tr><td>10月</td><td>95</td><td>1,400</td></tr> <tr><td>11月</td><td>90</td><td>1,300</td></tr> <tr><td>12月</td><td>75</td><td>1,100</td></tr> <tr><td>1月</td><td>40</td><td>700</td></tr> <tr><td>2月</td><td>30</td><td>700</td></tr> <tr><td>3月</td><td>30</td><td>700</td></tr> </tbody> </table> <p>□公共緑ごみ</p> <p>・公園・道路等から発生する剪定枝・刈草・落葉等の緑ごみを堆肥化し、市民への配布・ボランティア活動への提供・公共工事への使用などにより資源として有効活用した。年度内作成量は 203 t。</p> <p>堆肥を配布する様子</p>	月	回収量 (t)	拠点利用者数 (人)	4月	45	1,000	5月	65	1,500	6月	60	1,200	7月	55	1,000	8月	55	1,000	9月	65	1,200	10月	95	1,400	11月	90	1,300	12月	75	1,100	1月	40	700	2月	30	700	3月	30	700
月	回収量 (t)	拠点利用者数 (人)																																						
4月	45	1,000																																						
5月	65	1,500																																						
6月	60	1,200																																						
7月	55	1,000																																						
8月	55	1,000																																						
9月	65	1,200																																						
10月	95	1,400																																						
11月	90	1,300																																						
12月	75	1,100																																						
1月	40	700																																						
2月	30	700																																						
3月	30	700																																						
評価	緑ごみの回収拠点の増設、及び市民意識の向上により、平成 28 年度は 2,978 t の緑ごみを資源化することができた。今後も引き続き事業を推進する。																																							

資源を大切に暮らすまちづくり

古紙回収拠点の拡大と実施日時の情報提供

<p>目的</p>	<p>ごみの減量化、リサイクルの推進による持続可能な循環型都市づくりを推進するため、古紙、雑がみ等の回収を積極的に推進する。</p>																										
<p>事業内容</p>	<p>□資源集団回収の奨励 平成2年度から奨励金制度を開始し、平成28年度は1kgあたり5円の奨励をした。登録団体127団体、実施回数386回、2,840tの古紙を回収した。</p> <p>資源集団回収の様子</p>  <p>□古紙類拠点回収の推進 公共施設21箇所、協力団体10箇所、協力店8箇所、回収業者3箇所、計42箇所の古紙回収ステーションで実施し、1,314tの古紙を回収した。</p> <p style="text-align: center;">古紙類拠点回収量の推移</p> <p style="text-align: right;">t(ト)</p>  <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <caption>古紙類拠点回収量の推移 (t)</caption> <thead> <tr> <th>月</th> <th>回収量 (t)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>4月</td><td>145</td></tr> <tr><td>5月</td><td>130</td></tr> <tr><td>6月</td><td>105</td></tr> <tr><td>7月</td><td>125</td></tr> <tr><td>8月</td><td>130</td></tr> <tr><td>9月</td><td>120</td></tr> <tr><td>10月</td><td>120</td></tr> <tr><td>11月</td><td>120</td></tr> <tr><td>12月</td><td>155</td></tr> <tr><td>1月</td><td>100</td></tr> <tr><td>2月</td><td>105</td></tr> <tr><td>3月</td><td>155</td></tr> </tbody> </table> <p>□行政回収 川島地区で年10回古紙類の行政回収を行い、69tの古紙を回収した。</p>	月	回収量 (t)	4月	145	5月	130	6月	105	7月	125	8月	130	9月	120	10月	120	11月	120	12月	155	1月	100	2月	105	3月	155
月	回収量 (t)																										
4月	145																										
5月	130																										
6月	105																										
7月	125																										
8月	130																										
9月	120																										
10月	120																										
11月	120																										
12月	155																										
1月	100																										
2月	105																										
3月	155																										
<p>評価</p>	<p>古紙類回収を強化したことで、市民がいつでも古紙類を出せる環境を整えることができている。 古紙回収量は、平成27年度と比較して4,779t→4,184t（北清掃センターに直接持ち込まれたものなどを含む。）となった。今後も引き続き事業を推進します。</p>																										

資源を大切に暮らすまちづくり	
不用家具リユース事業の開催・情報提供	
目的	各務原市北清掃センターに搬入された不用家具等で、まだ使用できる物品を再生し、市民へ安価で提供することにより、物の大切さを知っていただく。そして、ごみの減量を図る
事業内容	<p>□各務原市北清掃センターにおいて搬入された家具類のうち、程度の良い家具類をシルバー人材センターにて修理し、展示販売する。</p> <p>□事業の流れ</p> <p>再生可能家具を北清掃センターで選定</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>毎月 1 日にシルバー人材センターのホームページに販売家具の掲載</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>毎月第 2 週の月～水で展示（各務野：市民公園内休憩所等）</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>毎月 20 日までに購入申し込み（シルバー人材センター）</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>毎月 21 日に購入者決定（希望者多数の場合抽選）</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>商品の受け渡し（購入者決定翌日から 3 日以内）</p> <p>・実績値 89 件</p> <p>・販売品の例（入札品含む）</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">    </div> <p>整理ラック（300 円～） シューズボックス（300 円～） カテーボックス（100 円）</p>
評価	通常なら廃棄される不用品を再生し、市民の方に使用していただく事でごみの減量化、3Rにも含まれるリユース事業として一定の効果があり、今後も事業を継続していく。